

タイトル	憲法教育実践報告：中学校における「恵庭事件」を 素材にした授業プログラムとその実践
著者	前田，輪音
引用	北海学園大学学園論集，136：33-103
発行日	2008-06-00

憲法教育実践報告

—— 中学校における「恵庭事件」を素材にした授業プログラムとその実践 ——

前 田 輪 音

第1章 課題と方法

中等教育において、憲法を直接教材として扱う教科は、中学校社会科（公民的分野）・高校公民科政治経済および現代社会である。憲法教育の柱の一つである平和主義の教材には、その一部に自衛隊の誕生や論議が含まれるが、自衛隊憲法裁判としては、恵庭事件（違憲審査権が行使されなかった判例として）、長沼ナイキ基地訴訟（一審判決で違憲判決その後くつがえさる）などがみられる。この平和主義は長年社会科教師を悩ませてきている。憲法第9条からみた自衛隊は矛盾する存在だが、両者はあたかも二本の平行線のごとくしかもその距離は年々増すかにみえる現実をみるにつけその苦悩は増す。

ところで恵庭事件（1962年）を含め、その前後から、いわゆる平和的生存権理論が憲法学および裁判過程において相互に影響しあいながら形成されはじめてきている。平和主義の教材をどう組み立てるかは、もう一つの線、すなわち平和的生存権の理論が憲法教育における鍵を有していると、筆者は考える。

1-1 目的

本研究の目的は中等教育における憲法教育の再構成にある。本稿では、その一環として、憲法教育のなかでも重要な位置を占める平和の問題に焦点をあて、平和の問題を生活上の人権の観点からとらえるための教育内容構成をおこなうべく、恵庭事件を素材に¹⁾授業プログラムを作成し、中学校において実践、その検証を行なう。これらから、生活上の様々なところに憲法に関わる問題があること、ひいては平和を人権の問題であることを認識するための憲法教育の教育内容を構成することにある。

1-2 恵庭事件の教材としての意義 — 資料集の記述「恵庭事件」の検討をかねて

恵庭事件は、刑事事件として捜査が始まった（刑法261条の器物損壊罪）が、被告人となった野崎健美・美晴兄弟が切断した自衛隊の演習場に設置されている通信線を「自衛隊法121条違反」と位置づけて起訴された。その自衛隊法や自衛隊が憲法第9条に違反するのではないかという観

点から弁護士から釈明要求が出され、憲法裁判となった。

高等学校政治経済用資料集²⁾では、この恵庭事件について、被告人となった野崎兄弟が演習用の通信線切断に至るまでの背景と判決について次のように書かれている。

「事件の概要」…「北海道千歳郡恵庭町の陸上自衛隊島松演習場そばの牧場経営者兄弟の二人が、演習による爆音や砲音のために乳牛の搾乳量の減少、早流産など、酪農経営上にいちじるしい被害を受けたので、自衛隊側と交渉の結果、射撃演習の場所や射撃の事前連絡についての約束が成立した。しかし陸上自衛隊は約束以外の場所で、しかも事前の連絡もなく射撃演習をしたため、中止させようとして、1962年12月11、12日の両日にわたって陸上自衛隊の通信連絡線を切断した。これに対して札幌検察庁は翌年3月7日、自衛隊法第121条（防衛用器物の損壊）に該当するとして公訴を提起した事件である。」

「判決要旨」…「無罪確定 被告人らの行為は自衛隊法第121条に該当せず、無罪である。

1. 自衛隊法第121条にいう罪とは、「国の防衛作用」を妨害する目的で行なわれた犯罪のことで、このような、自己の財産を保護することを目的として行なわれた犯罪は、第二義的な意義しかもたない。

2. 本件の場合の通信連絡線の性格は、自衛隊法第121条にいう武器などの例示物件にみられる特色とは異なり、「その他の防衛の用に供する物」に該当しないというのが相当である。

したがって、被告人両名の行為について、自衛隊法第121条の構成要件に該当しないとの結論に達し、いずれも無罪。」

起訴事実に関係する切断の理由と「判決要旨」はたしかにそうである。しかし、そこには他に多くの重要な事実があり、特に「事件の概要」と「判決要旨」の間には大きな隔たりがある。

まず演習被害についてだが、騒音だけではなく川の水質汚濁も大きな被害のひとつである。牧場用水・生活用水・水力発電として用いていた川への被害は牧場の経営を危うくした。

次に起訴事実の切断の理由である。演習の事前連絡を得るはずだったのに連絡がなかったことが演習を食い止めるための通信線切断に結び付いたが、それまでに演習被害（騒音と水質汚濁）は度重なり、それに対する野崎牧場の対策もまた多岐にわたっていた。

また島松演習場は歴史的長所をもっている。附近は農業開拓の土地であったが政策上、演習場が必要になり、さらに農業と共存していた時代と経営をおびやかした時代とにわけられる。

この公判は自衛隊の憲法裁判となったが、憲法をたてに、生活を守る多くの支援者がそれを支えた³⁾。起訴は通信線の切断が発端であったが、自衛隊の合違憲を争う場面は全体の5分の4を占めるものとなった。

一方で、いわゆる切断行為の正当性が争われる場面は無く、そのまま論告・求刑に入ることになったので、抗議した弁護側の主張を受け裁判所は論告求刑の一部禁止を命ずるに至った、刑事裁判としてはまれなケースである。通信線の構成要件も公判では検討されていない。

この恵庭事件について、公判で議論されたことを含め子どもたちに伝え考える機会を設けることができれば、憲法が具体的生活の問題として語られる場面を迫体験することになるだろう。

第2章 教材の柱とその内容

2-1 授業プログラムの目的

恵庭事件を素材に、演習による野崎牧場の被害と抵抗とそれに関する諸事実を考えることを通して、生活上の様々なところに憲法に関わる問題があること、平和を人権の問題であることを知る契機とする。

2-2 教材の骨子

2007年1月に筆者は恵庭事件の一部分を素材に授業プログラムを作成し大学生を対象に実践・分析を行い、その結果、必要な教材を以下のように示した⁴⁾。

- ・野崎牧場を含めた恵庭の牧場の（開拓の）歴史 ・島松演習場の歴史
- ・野崎牧場の被害と抗議（抵抗）——「恵庭事件」に至るまで
- ・裁判を支えた人たちの活動——「恵庭事件」起訴の前後から判決に至るまで
- ・起訴・裁判の様子 ・マスコミの反応 ・その後の野崎牧場（演習被害の変化等）

これらをふまえて以下に必要な教材を設定する。

筆者が恵庭事件を素材として憲法教育を行うにあたって必要と考える事実を時系列で表すと以下になると考えている。

野崎牧場の誕生→当時の幸せな様子→演習被害→演習被害への野崎牧場がとった対策→電話線切断→起訴→公判→判決→判決後さらに、起訴、そして公判の過程で集まった支援者の活動

牧場の誕生は憲法制定前だが、戦後直後のわずかな時は幸せな状態であり憲法が実現したときといえる。演習被害と起訴されたことは憲法制定後の侵害の事実である。公判の過程では支援者をふくめ憲法を獲得するための多くの働きかけが含まれており、判決自体には憲法判断はなかったが無罪判決と判決後の変化は憲法を獲得する過程といえよう⁵⁾。

これらを含めた以下の5点を教材の骨子とする。その理由を以下に述べる。

第1 野崎牧場の沿革——演習被害に至るまでと対策の数々

いわゆる恵庭事件は被告となった野崎氏が自衛隊の演習用通信線を切断した行為をさす。しかし、それはそもそも野崎牧場が受けた演習被害を食い止めるための多方面にわたる対策・抗議の一環であった。主に恵庭事件公判の野崎氏本人の冒頭陳述でそれらを見ることができ、その数々の被害と対策・抗議の具体的な内容は、それ自体が重要な教材である。

また、この被害の実態を理解するためには、被害を被る以前の平和でのどかな牧場の状態を示す必要がある。それにより被害前と後の比較が可能となり、被害の大きさを実感できる。

第2 恵庭の開拓の歴史・島松演習場（自衛隊）の歴史

北海道の牧場の大半は、開拓政策の一環として公営または民有で設営されたものが元であり、一方で島松演習場の前身は旧日本帝国陸軍の「島松陸軍演習場」であり、農業での入植のあとに設置されている。そして戦後米軍と自衛隊の演習に使われる。野崎牧場の誕生や演習による被害は、こうした開拓以降の北海道史ないしは日本史世界史の流れのなかに位置づく。

第3 恵庭事件の公判をめぐる

支援者の活動は恵庭事件を特徴づけるものであり、「第2」点目の野崎牧場の人々の孤軍奮闘の対策に、起訴後の支援者による支援策もあわせ、裁判運動の一側面として重要な教材たりうる。あたかも権利（憲法）を獲得する主権者の行動の手本とさえ感じられる。

公判での議論は、第一に、当時国会で明るみに出た自衛隊図上演習「三矢作戦」の最高責任者田中義男の弁護側証人尋問により当時の自衛隊の実態が議論された。今でこそ自衛隊関連書籍や各種情報は入手しやすい⁶⁾が、当時の自衛隊や米軍に関する情報は少なく、実態の立証に弁護団は苦慮した。そのなかでの田中証人の喚問は自衛隊の実態が明らかになり始めた最初のステップであり、画期的なものであった⁷⁾。現在は海外派遣もなされるようになり、その違憲性が問われるという当時と比べて大きな変質をみる自衛隊だが、三矢研究当時で自衛隊の何が明らかにされ、憲法上どのような問題が指摘されたのかは、重要といえる。

第二に、切断行為自体の正当性立証の機会は無かったものの、それにかかわる演習の事前連絡の有無や切断された通信線の経済的損失の度合い、などはきわめて具体的なもので興味を引き、何より事件の理解を助ける。

第4 恵庭事件判決のその後

判決は野崎氏を無罪としたが、自衛隊（法）合違憲判断は回避した。つまり9条にとって自衛隊がどういう存在なのか裁判所による判断がなされなかったということである。このことから子どもがたどるであろう思考回路は、自衛隊はなくなる→演習被害は続く→憲法第9条の効力はあるのだろうか（いわゆる憲法への不信感）、ではなかろうか。

もちろん、憲法条文は書かれていることが即社会で実現するわけではなく、「国民の不断の努力」が必要である。しかしその「不断の努力」の一つであった恵庭事件の裁判の判決だけをみれば、第9条の効力を疑問視しても不思議なことではない。これはまた、平和主義の学習上、多くの教員が苦慮するところである。また、理論的な積極的解釈は可能である。「判決は、被告人兩名をいずれも無罪とすることによって、自衛隊法の合憲性を前提とする被告の処罰という検察権力の主張を否認し、被告の人権を守り、事件を解決した」⁸⁾、「生活を守るため軍隊に抵抗することは許されるということを裁判所が結果において認めたことを意味するのであり、消極的な意味での被告の生活権は守られた」⁹⁾などは、確かな論といえる。しかし、教育上の説得力の有無を問われれば判断に迷う。

恵庭事件の公判は、自衛隊合違憲裁判のなかでも先駆的なものであり、政策的に演習被害につ

いて充実した対応をとる契機となったとも言える。判決後の基地問題の対策の改善は十分とはいえないまでも当時よりも明らかに進んでおり、それらは結果的に憲法の効力を疑問視しかねない教育内容を越える契機を有していると考える。

第5 平和的生存権理論について

恵庭事件に至った米軍や自衛隊の演習による被害は多岐に渡るが、本稿ではそれらを「平和的生存権の侵害」と考える。平和的生存権理論の形成は恵庭事件に前後して活発になったことと、憲法教育における平和的生存権の教育内容を考える立場からそう位置づけることとする。

以下に、これら5つの柱の内容を示していく。

2-2-1 野崎牧場の沿革——演習被害に至るまでと、演習被害への対策の数々

演習被害前の幸せな野崎牧場¹⁰⁾

1931（昭和6）年、「横浜の貿易商（コンビーフ製造の野崎産業株式会社）の息子と小樽ニシン漁の網本の娘」である野崎健之助氏と寿美氏ご夫妻が、十勝の豊似町に入植し牧場をスタートさせた。1936（昭和11）年には「(株)野崎産業（健之助氏の親族経営）北海道農場」から「野崎牧場」として独立した。その後、物資の不足や子どもの教育・健康のために札幌方面への移転を考え、恵庭町（今の恵庭市牧場（マキバ）地区）のながみね牧場が売り物に出るという話をききつけ、豊似の野崎牧場を売り、その資金で買い取った。そして1941（昭和16）年2月に恵庭の牧場（マキバ）地区の約30haの山林原野と15haの畑に、豊似の野崎牧場から牛30数頭、馬5～6頭、そして家族全員で大移動してきた。これが恵庭の「野崎牧場」の誕生である。

戦争中であったが牧場ゆえ食糧はあり、戦後直後はのどかな生活であった。それは野崎健之助・寿美夫妻のご長男野崎健美氏（文）とトヨ氏（絵）による「幼き日の思い出 牧場の四季」¹¹⁾に表されている。そこには、優しい水彩画を配しながら、牧場を流れる「3本の小川」で遊んだこと、春に咲く花々の美しさ、牧草の刈り入れ作業の勇壮さ、母親がつくるおやつのおいしさ、冬につくられるハムやソーセージ・一年中つくられるチーズやバターなどを食べながらご両親とともにゆっくりと過ごしたこと、クラシック音楽が寢床に聞こえてきたこと、などが素朴であたたかい言葉で表現されている。これらはいわば野崎牧場の幸福だった日々をつづったものである。

隣接する演習場では年に1、2回1週間ほどの立入禁止を除けば、入会権が与えられて草刈などの協力を求められるような、いわば牧場経営と演習が共存した時期だった。

被害とその対策

筆者は先に「恵庭事件日誌」¹²⁾、野崎氏の公判での冒頭陳述¹³⁾などから「野崎さん一家が受けた演習による被害、およびそれら被害に対する野崎牧場の人々の抵抗」を時系列に並べて整理した¹⁴⁾が、それをもとに以下の17点を取りあげる。

0. 牧場内では、いつも騒音の大きさと牛の乳量の測定し記録をとっていた。すなわち、被害の証拠を集めていた。

1. 「立ち入り禁止」と書いた立て札を米軍の演習時代に設置し、牧場敷地内道路（ジープが無断

で通り抜ける)に牛を放牧した。その結果、立て札は持ち去られるも「物取り禁止」と札を立てたら返却され、ジープも通らなくなった¹⁵⁾。

2. 町役場や調達局(当時の自衛隊の窓口)に飛行コース変更の交渉を行なった。その結果、飛行コースは変更されたものの、標的位置(野崎牧場そば)は変わらず騒音は続いた。
3. 被告人となった野崎氏の母寿美氏が体調を崩し札幌の病院に通院(1957(昭和32)年1月)し、父親健之助氏もまた体調を崩し、次の年にはご夫婦で演習被害を避けて札幌に引越した。
4. 補償金を要請し、7月にはさらには健之助氏は米軍演習の標的の前に座りこみをすると言いながら何度も交渉をした。その結果、経済的被害1200万円(当時)のうち補償金118万円(全体の10%未満)のみが支払われた。

— 米軍占領が終了し米軍が撤退する —

5. 大雨のたびに野崎川が濁水・氾濫するため抗議・代わりに水道施設の補償をうけられることになった。しかし実工事費より6,7万円(当時)少ない補償しかでないことがわかり、設置を断念した。かわりに砂防ダムが設置されるが土砂が大量に流入してダムを埋める結果になり、役に立たなかった。
6. 第二航空団団司令に抗議(1959(昭和34)年8月)したが、団司令は面会を拒否し、群司令は三沢の米軍の指揮のもと演習しているのでやめられない、と返答した。
7. 事前に通告のうえ、演習爆撃標的を取り外したところ、航空団の監視員が20人できて、通報を受けて到着した千歳署員とは押し問答になった(8月3・5日)。その結果、5日午後からの演習は中止となった。
8. 東京の赤城防衛庁長官(当時)に被害の改善を要望する文書を送付した(1960(昭和35)年2月)が全く回答はなかった。
9. 北海タイムス(新聞)の投書欄で野崎美晴氏の名前で自衛隊に「公開質問状」を送る(12月4日)が、回答はなかった。
10. 防衛庁長官に補償申請書を提出した(1961(昭和36)年1月)が、返答はなかった。
11. 近隣の牧場に呼びかけて署名を集め、それを携えて札幌市まで赴いて北部方面総監に面会を申し入れし、公開の騒音測定と大砲発射場を遠くに変えるよう要請(9月)したが、北部総監は面会を拒否し、かわりに第四部長が面会し、発射場を桜森(牧場よりもやや遠い場所)に変更することが提案された。しかしその提案は実現されず、牧場500m付近で砲撃演習が開始され、騒音はひどいものとなった。
12. 野崎健美・美晴両氏はともに、大砲の前に立ちふさがって抗議(9月15日)するが、自衛隊の第一特科団小野一佐隊員の命令により手足をつかまれ砲の後ろに移動させられた。
13. 健美・健之助・寿美三氏が、北部方面総監部(札幌)に抗議(9月15日)したところ、北部方面総監部第四部長「申し訳ない、今後は(少し離れている)桜森のできるだけ窪地に入って演習する」と回答するも、すぐ近くで演習が再開された。

14. 健美氏は北部方面総監部に抗議し、射撃演習中の大砲の前に立ちはだかって抗議（9月～）したところ、自衛隊員は健美氏を押さえつけ砲撃を強行することもあった。
15. 北部方面総監部に抗議（1962（昭和37）年5月～9月）したが、第三部長正宝隊員は、牧場からやや遠い桜森付近では大きな大砲を使用するが、牧場のそばの二翁台では中くらい以下の大砲射撃演習をする、他の地域での場合は現地部隊が事前に連絡協議する、と回答した（5・9月）。その結果、射撃演習の事前連絡は3度ほどあったが、その他の多くは事前連絡はなかった。
16. 子牛の能力検定の日に、事前連絡無しに砲撃演習が開始されたので、総監部に健美・美晴両氏が抗議の電話をいれ、さらに美晴氏が射撃演習用電話線¹⁶⁾を切断した（12月11日）。その結果、いったんは止んだものの、砲撃はいつそう激しく再開し、再び総監部に抗議の電話をしたところ、直ちに何とかすると回答された。美晴・和子両氏は現場にむかい抗議したうえで、美晴氏は電話線を切断、4名の自衛隊員から暴行をうける。
17. マスコミを連れて演習場で抗議したうえで、射撃演習用電話線を再び切断（1962（昭和37）年12月12日）した。その結果、自衛隊が通報し、刑法261条で公訴され家宅捜査を受けたが、翌年の3月には自衛隊法121条違反で起訴された。

恵庭長役場につとめていた千頭正男氏は、公判での検察側証人として喚問された。後に次のようにふり返っている。電話線切断の以前から、その被害を「周辺に農業被害が発生するようになり始め」「騒音被害が加わって、被害は拡大」したことを把握していた。役場では自衛隊担当者と「連携をとりながら現地の応急の処理に努力」したが、特に生活用水・動力源として使っていた野崎川が「大雨の降る度に」演習場の土砂流入のため機能が麻痺し「緊急の要請が役場の窓口に舞い込」んだ。町長を先頭に北海道防衛施設局に「恒久的な施設設備の陳情を重ね」たが根本的解決にはならず、「応急対策として演習場内に砂防ダム、溢流堤等を築造して被害発生を最小限度に迎える方策が進められてきたが、進捗状況は期待する程進まなかった」。その後、恵庭事件・公判が行なわれ証言したことにふれ、最後に「北海道大演習場を巡る被害は、恒久的な防災工事の進捗状況によって、だんだん減少の傾向が見られるようになった。」と締めくくっている¹⁷⁾。

また、野崎川の完全修復には至らずも「給水車から土砂の堤防づくりまで奔走した」¹⁸⁾自衛隊員もあり、暴行を加えた自衛隊員もいたなか、この存在はわずかかもしれぬが見逃せない。

当時、被害対策は役場・自衛隊ともに砂防ダムは作ったもののすぐ土砂で埋まってしまうなど、模索途上の段階だったとも考えられる。

2-2-2 恵庭の牧場開拓の歴史・島松演習場の歴史——野崎牧場の背景を知るために

恵庭市編纂『恵庭市史』は市の歴史を総合的に扱っているが、民衆の手による民衆の声を集めたものを主に参考にしながら、恵庭の牧場開拓や演習場関連の歴史を教材とする。

牧場開拓の歴史

恵庭での農業のはじまりの年代は定かではない¹⁹⁾が、「恵庭の牧畜のはじまり」は、1876（明治

9)年の官設漁村放牧場設営²⁰⁾、「終戦により米軍に接収され」た²¹⁾。「現在の駒場町・恵南地区」²²⁾にあった牧場である。

その後、この附近は個人の牧場が増え始め、「民有牧場の勃興期」を迎える。「明治十九年と二十年には、山口県からの集団入植に加えて、北海道庁の設置などにもない、国有未開地処分法の制定により、大地積の賃下げが行なわれるようになり、島松村柏木において、かつて札幌区外十四郡長であった山崎清躬が四十九万九千八百坪の賃下げを受けて牧場を経営し、漁村では、塩谷栄作が牧畜を目的に十万坪の賃下げを受けるなどの畜産事業を計画」、「その後更に柏木において川上甚松、山岸伊佐エ門らが共同で七・八十町歩の放牧地をもち」(のちに農場に開放)、「三十八年には島松村に柏木牧場と三浦牧場があつた。」「四十二年、島松に村田牧場(村田亀五郎経営)が、放牧地」を有し、「漁村には永山百合熊他四名の経営する盤尻牧場」があつた²³⁾。

特に村田牧場は「大正期に入ると、しだいに酪農への方向が強くな」る「さきがけ」と表され、「一九一二(大正元)年に畜牛を始め、牛乳やバターの製造をおこなって」いる²⁴⁾。長期間にわたり2万5千分の1の地形図に記載され²⁵⁾、「訪れる人も多かったが、今はその姿はない」²⁶⁾。

昭和初期から戦後にかけて測量・発行された地図上に記載されてきた木村牧場(大正から昭和にかけて)²⁷⁾と斉藤牧場²⁸⁾があるが他にも多くの牧場の開閉があつた²⁹⁾。現在も続く福屋牧場は「火山灰地の改良、家畜の増殖、農業経営の合理化を進め、今や全国一を誇る恵庭酪農の育ての親、福屋茂見の経営する」牧場であり³⁰⁾、「昭和5年創設者福屋茂見が恵庭市戸磯に入植」して以来、現在も恵庭市内の別の場所で経営を続けている³¹⁾。

このように恵庭の開拓の歴史は、牧場発展の歴史でもあつた。それは地名にも現れている。「『牧場』や『駒場』の地名は、この時代の名残を示すもので、開発によって近年都会化したこれらの地区は、かつて広大な草原だったのである」³²⁾。

これらを地図で一望できるように、各牧場の場所のおおよその場所³³⁾に、その年代を適宜記して示すことにする。また、漁村放牧場開場1876年(約130年前)が恵庭の酪農の始まりとして、酪農への方向が強くなったさきがけ的存在である村田牧場が畜牛・バター製造を開始した1912年(約100年前)を恵庭の酪農経営が定着し始めた時期と位置づける。

恵庭の野崎牧場誕生はさらに30年を経た1941年のことである。

島松演習場の歴史

1901(明治34)年、もとは屯田兵が一部利用していた島松村の西部丘陵地帯1080万坪(約3600ha)を、「陸軍省所管の陸軍演習場と決定し」、「大陸平原での戦闘を予測し、演習場内のカシワやナラの大森林は一挙に皆伐」、伐採された木材は近隣農家の「本家の納屋」や「苫小牧にあったシブを採取する工場に運ばれ」るなど「一部の用材となる大木は民間に払い下げられた」が、残りの多くは「大変な労力と時間で焼き尽くした」。伐採された山は原始林から様相が一変し「地元の人々に師団山と呼ばれるようになった」。師団山にはヨシをはじめ草木が繁茂し、付近の農民は鑑札を入手(立入料を支払い)したうえで入地し、刈った草は乾草にして「冬の大切な馬の飼料に

し、春には「根曲がり竹の筍や、ワラビなど」を採り「塩漬けや乾燥して一年中の大切な副食材料にした」。そこには「一面に黄色いオミナエシ」や「紫のキキョウ」「野生のツツジ」などが咲いていた³⁴⁾。

演習は1936（昭和11）年10月の「陸軍特別大演習」³⁵⁾が最も大規模な野戦演習だったが、それ以外は射撃演習が年2、3回行なわれる程度³⁶⁾だった。

その後、終戦を迎えて、恵庭に教育隊を駐屯させていた陸軍北部軍は1945年8月31日解隊³⁷⁾し、演習場の一部を軍人・軍属の入植地として解放することを決め、約100戸が室蘭街道に近い演習地北側や演習場内仁翁台に入植するが、進駐軍は退去を通告³⁸⁾、米軍基地・演習場となる。

米軍の演習は、当初、大砲射撃ではなく機関銃程度で騒音は軽微だったが、戦車が土地を荒廃させ、野崎川（野崎牧場を流れ、牧場用水や飲料水および動力源として使用していた）を含め小川に土砂が流入する被害が発生した。その後、1950（昭和25）年に朝鮮戦争勃発後、米軍演習は激しくなり、その数年後には自衛隊が発足、ともに激しい軍事演習が開始されることになる。

そして、野崎牧場はこの演習から多くの被害を受けその対策に苦慮することになる。

2-2-3 恵庭事件の公判をめぐる

支援はさまざまな形でなされたが、400名の大弁護士団が結成されたこともさることながら、公判で牧場をあける野崎兄弟の代わりに援農が行なわれ、演習場内の現地調査、公判前夜から地裁の前でテント持参での傍聴券確保と学習会、各種集会、パンフ・ニュース作成、署名集めなど、多岐にわたる³⁹⁾。演習場内でスズランを摘み支援金調達の一助にするなど資金集めも行なわれた⁴⁰⁾。公判の記録は一字一句北海道平和委員会の手で記録され（『恵庭事件―自衛隊法違反―公判記録』）、41回分すべてが11冊にも及ぶ大記録となり、多くの憲法学者や弁護士がその後も活用し続けている。これらの支援は欠くべからざるものとして公判中も機能した。

またそれらゆえにこそ判決には全国的に注目が集まった。

次に、全41回の公判のうち、教材として必要と考えるものの概要を以下に示す。これらは「恵庭事件日誌」をもとに、「自衛隊を『違憲判決』においこんだえにわのたゝかい」（北海道平和委員会発行のビラ）『恵庭事件―自衛隊法違反―公判記録』（北海道平和委員会編集・発行）の該当部分を参考にしながら、適宜複数の事項をまとめあるいは省略しながら整理したものである。

1) 起訴状朗読（第1回公判）

2) 釈明要求（第1～3回公判）

弁護人により、自衛隊法（および自衛隊）の合・違憲についての釈明が要求された。

3) 被告人冒頭陳述・弁護人の意見陳述（第4～5回公判）

被告人となった野崎氏は、この段階ですでに電話線切断行為を認めている。むしろ自分たちは自衛隊演習の被害者であると主張し、今までの被害や抗議および対策を切々と説明した。

4) 検察側証人尋問（第6～13回公判）

この証人尋問で、切断行為にかかわって明らかになった主なものをあげる。

- ・証拠物件とされたペンチ3つを確認したが確定されなかった。
- ・自衛隊員長谷川証人は切断行為を目撃し、野崎氏の手をとめた。
- ・演習中に電話線が切れると通常はペンチとテープで応急処置後に使用可能となる。
- ・北部方面総監部通信課に勤務していた自衛官横山証人の尋問により、切断により買い換えたかどうか不明である。新品に買い換えたなら総額77800円(当時)相当だが、切断後もすぐに演習が再開し、翌日も続けられたことから、即時復旧、その後も不用決定をしているかどうか確認されなかった。
- ・北部方面総監第三部長正宝証人の尋問により、演習の事前連絡はたしかに約束したものの、結果的に事件当日は事後連絡になったと回答した。
- ・恵庭町役場勤務の千頭証人の尋問により、切断当日の演習の事前連絡措置は自衛隊から伝わっていなかったと証言、一方、役場は演習被害については、住民への聞き取り調査により農耕馬が驚いて作業を中止したり、子どもが急に泣き出したり、牛の乳量が低下、鶏の産卵量の減少などの悪影響、および安眠が妨げられると住民が話していたことを記憶していると証言した⁴¹⁾。

5) 弁護側証人申請などについて弁護側・検察側の論争(第14~17回公判)

6) 弁護側証人尋問(第18~24回公判)

公判中、国会では自衛隊が秘密裏に行なった図上作戦計画「三矢研究」が浮上し、弁護側が着目、自衛隊の実態を明らかにすべく、この計画の最高統括者であった田中義男を証人として申請し、裁判所は証人喚問を決定、その後尋問が開始された。

この証人によって明らかになった事柄のうち必要と考える点を以下に示す。

- ・この研究は、日本に本格的侵攻の準備がなされた際の対抗措置として必要な場所に自衛隊の陸海空の「戦力」を集めることにあり、朝鮮半島に武力紛争が起こりそれが日本に波及する場合を想定したものである。敵も想定した。
- ・作戦上での自衛隊の行動範囲は日本周辺地域で、日本沿岸から200~300km、またはそれを超えることもある。
- ・在日米軍との連携は、日米作戦調整所の設置が必要な例として、相当大規模な国内撓乱が発生した日米安保反対運動規模のものを想定しており、他国と共同で自衛隊が運用される。
- ・わが国に対し侵略するものとたたかう実力が軍隊というのならば自衛隊は軍隊であると、元自衛隊幹部が述べた。

結果的に弁護側に認められた証人は田中ただ一人であった。

7) 再び釈明および証拠調べの順序について弁護側・検察側の論争(第25~31回公判)

再び自衛隊についての釈明で、弁護側・検察側で論争がはじまり、「電話線についての証拠調べの順序」について意見が分かれた。結局、電話線切断行為が正当か否かについては調べることもないまま論告・求刑に入った。

8) 最終論告・求刑を巡って（第 32・33 回公判）

検察は、控訴事実が証明十分であり犯罪の成立を妨げるような事実・原因は認められぬゆえ刑事責任は明らかと主張し、論告・求刑を読み上げ始めた。71 ページ 2 万字にわたり、「第一、公訴事実について」、「第二、自衛権と憲法第 9 条の解釈について」、「第三、自衛隊法の合憲性と違憲立法審査権の限界について」、「第四、情状および結論（求刑）」により構成されていた。

これに対して弁護側は、自衛隊の違憲合憲が明らかになっていないのに自衛隊法で裁くことはできない、被告が切断した電話線が自衛隊法 121 条に該当するかどうか、切断行為が正当なものかどうかの立証はきわめて不十分であるのに、有罪とする論告は違法である、よって公訴は取り下げるべきである、と主張した。被告人となった野崎氏は、自衛隊は大きな被害を与え加害者でありながら起訴し、通信線切断の正当性の立証手続きをとばして有罪の論告をすることは、自衛隊が国民のあらゆる生活に優先するという軍事裁判でなければならないことであると主張した。

そのなかで検察は論告の第一、第二、第三まで陳述を続けたが、第四「情状および結論（求刑）」に入ったところで、裁判官が第四の部分の撤回を勧告し、検察が拒否すると陳述の禁止を命じた。検察の異議申し立てに対しても、公訴事実と情状に関して弁護側被告側の立証を認めていないまま検察のみの意見陳述を認めるのは不公平であると説明し、異議申し立てを却下、次の最終弁論にうつることになった。

9) 最終弁論（第 34～40 回公判）

40 名にのぼる憲法学者や弁護士たちが最終弁論を 7 日間にわたって行なった。弁護側証人喚問が田中証人以外かなわなかったため、いわば証人尋問の代わりに当時の最先端の憲法理論や軍事研究が披露され、自衛隊が憲法違反であることが「証言」された。

タイトルは、「恵庭裁判論」「違憲審査権の本質と意義」「裁判官の良心と独立」「憲法第 9 条の解釈」「憲法の平和主義の背景と意義」「憲法第 9 条制定の背景と経過」「自衛権論」「世界平和と憲法 9 条」「自衛隊合憲論批判」「自衛隊法および同法第 121 条は憲法に違反する」「憲法の平和主義と生活権」「『緊急事態』と自衛隊」「憲法第 9 条と国の安全保障」「日本国憲法第 9 条の国際的意義」「自衛隊の実態」「自衛隊と日米安保体制」「ベトナム侵略戦争と自衛隊」「自衛隊と沖縄」「自衛隊と経済の軍事化」「自衛隊と基地闘争」「旧日本軍国主義と帝国軍隊」「自衛隊の国民生活破壊の実情」「自衛隊と労働者の権利」…などである。

そして最後に、被告人となった野崎兄弟がそれぞれ最終意見陳述を行なった。

10) 判決（第 41 回公判）

被告人は無罪、電話線は「防衛の用に供する物」にあたらない。

なお、公判はシナリオ化し（ただし短期間で作成した）、弁護・検察側双方の主張と判決は、図式化して理解を助ける。

2-2-4 恵庭事件判決のその後

判決直後

判決直後の各立場の言葉を示し、それぞれにとっての判決の意味をさぐる材料とする。

まず、この判決は全国的に注目され、憲法判断がなされるのでは、という報道もみられた⁴²⁾。

無罪となった野崎兄弟は同日の記者会見で、求刑禁止の際に無罪はわかっていたことであり、自衛隊合憲を裁判所も判断することを約束していたのに避け、自衛隊からも約束をやぶられて生活が侵害された、双方からだまされ得ることなら裁判所を訴えたい、旨述べている。弁護団は同じく記者会見で、裁判所が憲法判断を回避しないと約束していたことをふまえて遺憾の意を表し、辻裁判長は憲法判断の必要がなかったと強調した⁴³⁾。検察官は、喜びの動作を示し、万年筆を落したのもかまわず、札幌地検検事正の顔は晴れ晴れとしていた⁴⁴⁾。

防衛庁長官は、国会の衆議院予算委員会で野党議員の質問にあい、違憲判決が出た際の声明文を準備していたこと、自衛隊法は前提となっていたことを強調した⁴⁵⁾。

判決その後

さて、その後の野崎氏が訴え続けたことは次の3点である⁴⁶⁾。

①基地の撤去 ②「基地公害」に対する対策 ③これまでの被害に対する補償

①基地の撤去については、周知の通り自衛隊の島松演習場は現在も同じ場所にある。よって演習も無くなっていない。現在も気候状況や規模によっては札幌市内にもその音が届くほどである。

②「基地公害」の対策は、特に水と演習通知、防音工事を取り上げたい。

野崎牧場および近隣の牧場にとっての水問題…牧場近辺の水道設備が完備され⁴⁷⁾安定供給されるようになった。さらには、近隣の9牧場共同で演習場内に60haの牧草地を確保し、肥料は一部自衛隊負担で管理を開始、川への流入土砂を防ぐ一種の防災工事がなされた⁴⁸⁾。

演習の通知…現在では、毎月各市町村の広報に掲載されるようになった。たとえば、恵庭市広報(2007年3月号)では「演習通報」が次のように掲載されている。「危険です。演習場内には立ち入らないでください。●演習内容● 陸上演習 ●日時● 3月3日(土)～10日(土) 3月14日(水) 3月15日(木) 各日6時～22時 問合せ先 基地・防災課(電話番号記載)」

一般的に市町村の「広報」は毎月発行、町内会などを通じ全戸に配布されている。恵庭事件当時は3ヶ月に1度ほど演習の予定が町内の掲示板に出される程度だったが、現在は毎月、日時も明記され、全戸にアナウンスされるようになったのである。

また、騒音⁴⁹⁾や荒廃を防ぐ土地や建物の防音工事などの費用が、一部国から出されるようになった。一例として、航空自衛隊千歳基地を有する千歳市は、2007年4月の時点で「国に対する制度の改善・拡充の要望」として、住宅のエアコン設置や全室防音工事を要求するなど「国防に伴う諸障害は一部の国民のみが負担するものではなく、広く国民全体が負担すべきである。」との考えのもと、「市民の生活環境の改善のため、ねばり強く国に対し要望して」いる。さらに「自衛隊機運用」として飛行時間や飛行ルート of 要望を出している⁵⁰⁾。自治体自ら「基地公害」への予防

策に向けて国に働きかけているのである。

③被害に対する補償は、判決後の野崎牧場自身は請求していない⁵¹⁾。しかし、近隣の地方自治体により、何らかの被害の後に防衛庁（省）に対して対策要請が行なわれるようになった。たとえば2001年に北広島リハビリセンターに島松演習場から飛び立った航空自衛隊機による誤射事件があったとき、近隣の都市の市長や議会は国（防衛庁（当時））に対し抗議と訓練自粛を求めた。その後、恵庭市に対して防衛庁は、「島松射撃場における検証飛行等の実施結果の分析について」説明があり、3月19日恵庭市議会基地対策特別委員会に報告されている⁵²⁾。

この事例は、地方自治体の自衛隊演習への監視体制を防衛庁（当時）が無視できない状況になったことを意味する。恵庭事件当時の恵庭町役場や北部方面総監、そして防衛庁（当時）に直訴しても事態が改善されなかった時代に比べて大きな進歩と言える。

もちろん、だからといって演習被害の根本は解決されていないこともまた事実である。

その後、野崎牧場は「インターナショナルブリーダーズ」として日本一の牛をつくり、北広島に移って「エーデルワイスファーム」というハム・ソーセージを作り販売する店舗を設け、現在に至っている。

2-2-5 平和的生存権について

当初、9条と前文および「生活権」に焦点が集まった。野崎氏はこう言う。「自分は常に原点からものをみていく」「自分の権利を主張する時も、どういう権利が法的に保障されているのかを知らなければいけない。当然憲法を勉強する。しかし一〇三か条の憲法の条文だけでは不十分で、それがどうやってできたのか、どういうふうに権利は保障されているのかを原点に遡って考えていく。そこで前に述べたように、制定過程の審議録なども徹底して勉強したわけです」⁵³⁾。

当時、平和的生存権理論は議論され始めたばかりだった。しかし野崎氏は憲法全体とその制定過程を調べ、それを盾にした。「憲法を獲得する」行為そのものである。

その後、憲法学では根拠とする条文（前文、9条、13条、第3章全体、など）や定義について多くの議論が重ねられてきている⁵⁴⁾がいまだ諸説ある段階で、ゆえに憲法教育において有力と考える定義を踏まえ⁵⁵⁾つつも、教材として定義そのものの利用にはいささかの困難をおぼえる。

しかし、定義を示すことが教材に必要というわけではない。恵庭事件の諸相を示すことにより、どの条文が野崎氏の権利ないしは生活を支えているのかを子ども自身が考える機会をつくれるならば、その「考え」がまさに子どもにとっての「平和的生存権」と言い得る。それはまた、憲法学における理論的整理に対して、教育学の立場から有効な理論を選び出すことにもなる。

第3章 中学校での授業プログラム実践と分析

3-1 実施概要

○実践先・学年・教科：北海道札幌市内のA中学校 3年生 選択社会（公民）

○授業者：B教諭（A中学校勤務）

○実践時間：4時間（1時間は50分または45分間）

○実施期間：2007年9月14日～10月24日の間の4クラス（月・水・木・金）各4時間

なお、実践と同時並行でB教諭とともに検討し、それをもとに改訂作業を行ない、随時改訂した授業プログラムで次のクラスで実践を重ねた。

一例：1時間目の授業プログラムの改訂の経緯

8月23日に筆者の案をもとにB教諭と1, 2時間目の授業プログラムの検討（→8月30日に北海道大学大学院教育学院「社会科ゼミ」にて検討）→9月12日に第一案を送信→9月14日金曜クラス実践→同日二人で検討→筆者改訂作業→9月16日未明に第二案を送信→9月17日に第三案を送信→9月18日に月曜クラスで実践→二人で検討→9月18日夕方にB教諭より子どもたちの感想届く→筆者改訂作業→9月19日未明に第四案を送信→9月19日木曜クラスで実践→9月26日水曜クラスで実践

このため、各クラスで実践した授業プログラムはまったく同一というわけではない。また、月曜振替え時間割編成の関係上、曜日順に実施されていない。ゆえに4時間すべて、最新の授業プログラムを実践できたクラスはない。そこで1時間目を除き3時間分が改訂済みのプリントで実践された月曜クラスを主な授業分析対象とする。

月クラスの実践は、9月18日（1時間目）、10月9日（2時間目）、10月15日（3時間目）、10月22日（4時間目）に行なわれた。

○授業の進め方

授業プログラムをプリントにして作成・印刷・配布して授業者が読みあげ、適宜解説を加えながら授業が行なわれた。プリントは両面または片面印刷している。3時間目はシナリオに基づき子どもたちがキャストをつとめ裁判劇を実施し、合間に授業者がセリフの意味を解説した。

参考）本授業プログラム実践までの既習事項

「社会科」…1年・2年次に地理的・歴史的分野を、3年次は本実践開始直前に社会科公民的分野のうち政治にかかわる箇所を終えている。また、本実践と平行し刑事裁判の模擬を行なっている。

「選択社会科」…以下の10単元を終えている。

1. 国連児童基金ユニセフ発表「学校は孤独を感じる場所だ」日本が突出～を考える
 2. 憲法「HERO」視聴～キムタクの「目」と憲法
 3. 憲法 日本国憲法～ある二人の想い〔あたらしい憲法の話・ベアテさん・永井隆さん〕
 4. 人権を考える① 人類と人権の歩み
 5. 人権を考える② 家族の中の人権
 6. 象徴天皇と国民主権
 7. 辺野古で考える平和主義
 8. あっていい違い？～自由・平等（カードゲーム）
 9. 行政・大臣はどんな仕事の責任者？
- 他、1学期末と夏休みに「模擬選挙」実施

3-2 授業プログラムの解説、実践の様子、および分析（授業者との検討内容を交える）

第2章で示した教材をもとに、授業プログラムとしてプリントにして具体化する。まず構成を含めた概要を示し（3-2-1）、プログラム用プリントを記載し（3-2-2）、その後で分析を行なう（3-2-3）。プリント内には図や写真に“[]”を付してタイトルをつけた。プリントのページ数“○頁”と問題 No. は、本論文執筆のために付したものであり、実践の授業の時には付けなかった。以下、“○頁”との表記はプリントのページ数をさす。

3-2-1 授業プログラム『恵庭に生きる』の概要

以下に、プリントの各頁のタイトルと内容および問題を列挙する。

1 時間目

- 「あなたにとっての幸せとは？」自分の「幸せ」の条件を考える（1頁 問題0）
- 「牧場の四季」恵庭の野崎牧場の「幸せ」の条件を知る（2頁）
- 野崎牧場の場所と「幸せ」な時代を考える（問題1 2～3頁）
- 恵庭の牧場（開拓）の歴史 北海道史における野崎牧場の位置づけ（3頁）
- 「恵庭 野崎牧場の誕生」（4頁）
- 牧場の「幸せ」の条件の水は近隣の土地から得ていたこと（問題2 4～5頁）
- 水を含め近隣の土地から資源（「幸せ」の条件）を得ていたこと（5頁）
- 「野崎牧場にふりかかった被害」（6頁）
- 「あなたならどうするか？」自分の問題として被害対策を考える（問題3 7頁）

2 時間目

- 「被害の責任は誰にあるのか」被害の発生源を考える（問題4 8頁）
- 「被害の責任者は自衛隊」自衛隊の島松演習場（北海道大演習場の一部）が発生源（9頁）
- 島松演習場（北海道大演習場）の設置年を考える（問題5 9～10頁）
- 「恵庭 島松演習場 の歴史」（10頁）
- 「野崎さんを支援しよう——自衛隊による被害対策隊結成！」支援者の立場で支援策を考える（問題6 11頁）
- 「野崎さん一家はどうしたか」野崎牧場による対策と結果（最後の1点を除く）（12頁）
- 「被害はどうなったか」最後の対策の結果を考える（問題7 13～14頁）
- 「野崎さん 自衛隊法で起訴される 恵庭裁判の開始」（14頁）

3 時間目

- 「恵庭裁判——支えた人たち」裁判闘争を支えた人たちの活動紹介（15頁）
- 公判の経緯…シナリオによる裁判劇で示す（20分程度を想定して作成）
- 第1場面：起訴状朗読
- 第2場面：弁護側からの検察への起訴についての釈明要求
- 第3場面：被告人の冒頭陳述・弁護人の意見陳述

第4場面：検察側証人尋問…証人は自衛隊員3名と恵庭町役場役人

第5場面：弁護側証人尋問 田中証人

第5と第6場面の間に、裁判所が被告人の切断行為自体についての証拠調べに入ろうとするが、弁護人と被告人による異議申し立て（自衛隊合憲の前提がなければ証拠調べはできないこと、「私たちは軍事裁判を受ける義務はありません、拒否します!」と被告人が述べたこと）を示す。

第6場面：最終論告・求刑

弁護側から自衛隊の違憲性が明らかになったので起訴は取り下げるべきと主張するが検察側は拒否したことまで示し第7場面に移る。（続きは「恵庭裁判——検察の求刑は」（17頁））

第7場面：最終弁論

裁判劇のキャスト：野崎兄弟（被告人）2名，弁護人2名，検察官2名，裁判官2名，証人5名（自衛隊員3名，恵庭町役場役人，元統合幕僚長）他，傍聴人

「あなたが裁判官なら——判決を考えよう」（問題8 16頁）

「恵庭裁判——検察の求刑は？」論告求刑の一部禁止について（第6場面の続き）（17頁）

4 時間目

「恵庭裁判——3月29日の判決とその後」（18～20頁）

全国的に注目が集まったこと（新聞記事・当日のTV欄）（18頁）

実際の判決…判決と公判のまとめ（図式化）（19頁）

判決直後の野崎さんにとっての意義を考える（問題9 19～20頁）

判決直後の野崎さん，弁護団，裁判官，検察，自衛隊の意義（20頁）

判決後の抗議・要求の有無を考える（問題10 10頁）

「恵庭裁判その後——演習をめぐる変化」野崎さんによる継続要求と成果（21頁）

「恵庭裁判その後——演習変化のモトは？」変化の基は憲法（22頁）

野崎牧場その後の発展（22頁）

「『幸せ』保障の日本国憲法」「幸せ」を保障した憲法条文（＝子どもにとっての平和的生存権）を探す（問題11 23頁）

4時間全体の感想記入（23頁）

「『恵庭に生きる』参考にした資料リスト紹介」（24頁）

3-2-2 授業プログラム「恵庭に生きる」プリント

3年選択社会「テーマで考える現代社会」〇〇に生きる0(ゼロ)

「あなたにとっての幸せとは？」

問題0： 2007年、札幌市Aに住む中学3年生のあなたにとって、幸せな生活とはどのようなものですか？幸せに必要なものは何かをイメージしながらこたえてください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3年選択社会「テーマで考える現代社会」〇〇に生きる①

「牧場の四季」

曜 組

問題1：この文章は、北海道のある時期・ある場所について描かれたものです。

いっごろの、どのあたりのことをあらわしていると思いますか。

私達の幼かった頃、一年はとても長く感じました。

牧場のなかには、広い山林や放牧地、畑があり、水源を異にする3本の小川が流れていました。その川の一つには、ダムや自家発電所があり、滝が音を立てて流れ落ちていて、ヤマメ、ドジョウ、カジカなどが数多くおりました。これらは、子供達にとっては最高の遊び場でした。

牧場の春は、まだ雪のあるうちに咲く福寿草、フキノトウから始まります。裏山に登るとはるか彼方まで見渡せ、コブシや桜の咲く春には、黄色の菜の花や緑の牧草、そして耕したばかりの黒褐色の土の色が、美しいコントラストを見せてくれます。

あちこちの牧場で大勢の大人達が、馬を使って畑をおこしたり、肥料や種を蒔くのが見えました。カゲロウの立つ畑の上、遙か高い空から、ひばりのさえずりが聞こえていました。

夏の過ぎる頃には、牧草の収穫がありました。初夏に刈られた牧草は干された後、人の手で集められ4メートル程の高さに積まれます。十分乾かされた牧草はお盆の過ぎる頃、長い柄のフォークで大きな馬車に山のように積まれて牛舎の前に運ばれ、キャリヤーによって牛舎の二階に運び込まれます。秋を感じさせる空には、沢山のトンボが空を飛び回っていました。この時期、山あいの風の当たらないところに植えられたプラムや野イチゴ、桑の実が子供達のおやつでした。

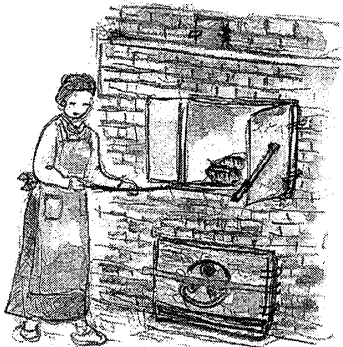


霜のり始める頃には、デントコーン(牛に食べさせるトウモロコシ)の取入れがありました。大勢の人の鎌で根元から刈り取られたデントコーンは、馬車に乗せられてサイロの前まで運ばれ、人手で大型のカッター(細かく刻んで高いサイロの上まで吹き上げる機械)に投げ入れられます。サイロの中では、滝のように降り注ぐサイレージを、人手で平らに均しては踏んでいきます。カッターの動力に使われているトラクターの音が鳴り響いて、勇壮な作業でした。おやつには牛乳とカボチャ、自家製のパンがよく出ました。その作業が終わると、牧場の大きな仕事もおしまいで、秋の収穫祭がやってきます。

牧場敷地内にある裏山に祭ってある“金毘羅神社”には村の人々が集まり、お参りを済せると宴会が始まります。大人も子供も集まってくる宝探しやゲームは、子供達にとっても大変楽しい行事でした。

霜が何度もおると、山々の紅葉が色づいて美しい色模様をつくります。大人の女性達はジャムや味噌を造ったり、漬物を漬けたりします。大人の男性達は農作業の後片付けをしたり、薪を作ったり、長い冬を越すための準備に忙しい毎を送ります。子供達は、コクワ(アケビに似た蔓植物)や山ブドウの蔓や梨の木によじ登って実を食べたり、池の鯉を釣ったりして遊びました。この時期に自家製の蜂蜜を使って母が作ってくれた、ドーナツやビスケットは、大人にも子供にも人気がありました。

12月も20日を過ぎると、豚は屠殺され、ハムやソーセージ等が造られます。クリスマスには、詰め物されたあひるがクッキングストーブで蒸し焼きにされました。一年を通じて、時折チーズやバターが造られ、冬には生クリームや蜂蜜を使ってアイスクリームも造られました。外の仕事の少ないこの時期は、自家用に作られたいろいろなものを食べながら、父や母と一緒にゆっくり過ごすことができました。外ではしんと音もなく雪が降り積もり、真っ白な銀世界、静かに時が流れて行きます。家の中ではベチカが真っ赤になって音をたてて燃えています。夜遅くなって子供達の寝た後も、父の好きなモーツァルトやベートーベンのレコードが聞こえていました。



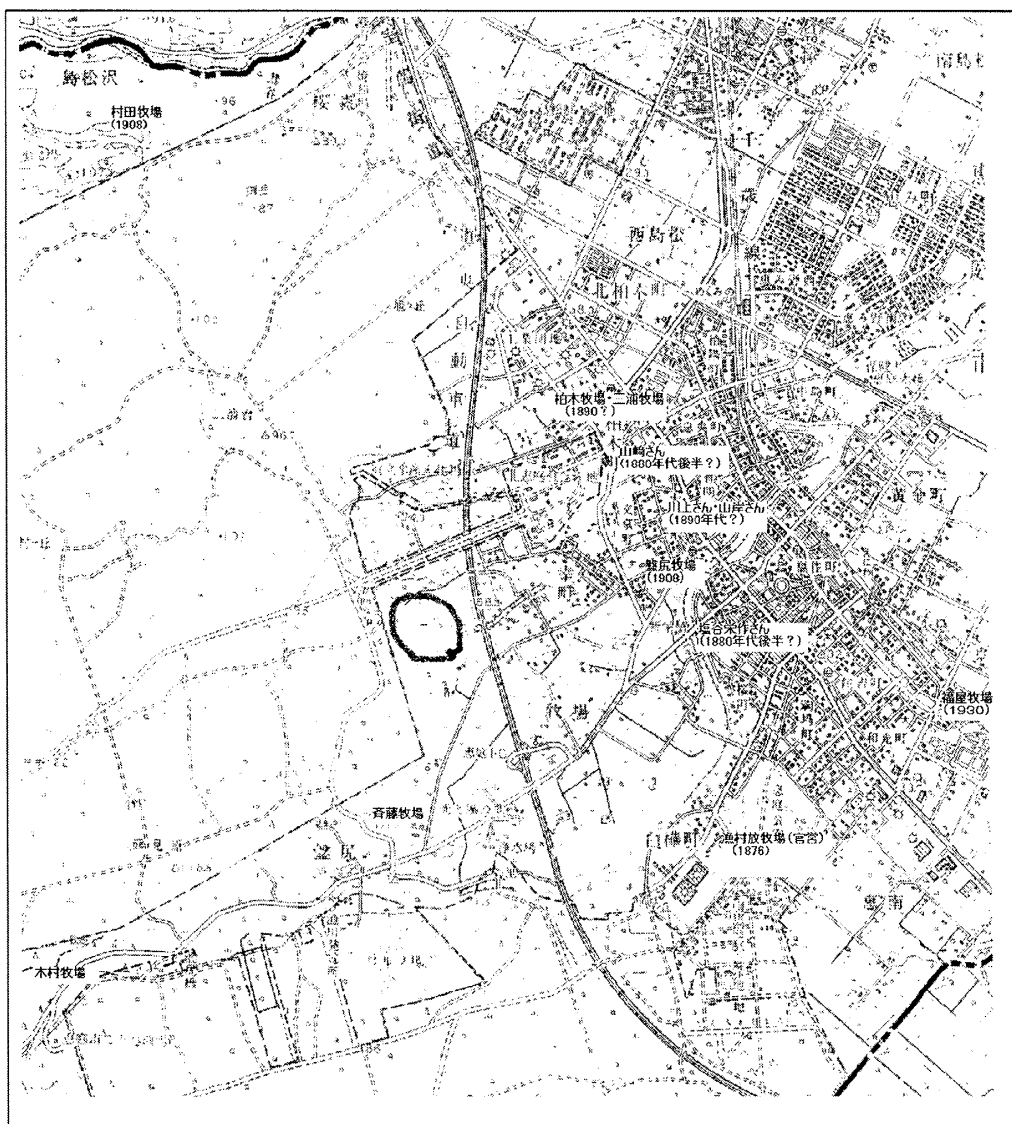
場所… ① A ② 恵庭 ③ 帯広 ④ 函館 … 回答 場所 ()

時代… ① 明治の中ごろ ② 大正 ③ 昭和の初期
④ 昭和の終戦直後 ⑤ 平成のはじめ … 回答 時代 ()

答えは、場所：()、時代：() です。

この「牧場の四季」は、「遠い昔の牧場、戦後間もなくの頃。もう再び戻ることのない幼い日の思い出です。」と続きます。作者は、文：野崎健美さん、絵：野崎トヨさんです。健美さんのご両親 野崎健之助さん・寿美さんがはじめた（ ）の「野崎牧場」での幼い頃の幸せな思い出をあらわしています。

これから、この（ ）に生きてきた野崎さんたちの幸せについて勉強します。



この地域に入植が始まったのは今から 140 年近く前ですが、約 130 年前にこの地域初の牧場「漁村放牧場」(官営)ができました。その数年後から、少しずつ個人の牧場が経営されるようになりますが、定着し始めるのは 100 年くらい前からのことです。

この地域は、野崎牧場ができる何十年も前から酪農の町として歩み始めていました。

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる②

「恵庭 野崎牧場の誕生」

曜 組

1931(昭和6)年に、野崎健之助(北海道大学卒 本州出身)さんと、寿美さん(小樽出身)ご夫婦は、十勝の豊似町(大樹町と広尾町の境)に入植、当時は入植者が少ないなか、牧場をスタートしました。その後、長女、長男健美さん、次男美晴さんらが生まれます。1936(昭和11)年には、「(株)野崎産業(健之助さんの親族経営 横浜にある会社) 北海道農場」から「野崎牧場」として独立します。



【入植当時の野崎健之助さん・寿美さん
十勝の原野を背景に】

その後、物資の不足や子どもの教育や健康のために札幌方面への移転を考えはじめます。ちょうどその頃、恵庭町(今の恵庭市牧場(マキバ)地区)の「ながみね牧場」が売りにでていたので、豊似の野崎牧場を売り、そのお金で「ながみね牧場」を買い取りました。

こうして、1941(昭和16)年2月、恵庭^{マキバ}の牧場地区の約30haの山林原野と15haの畑に、豊似の野崎牧場から牛30数頭、馬5～6頭、そして家族全員で大移動してきました。

恵庭での「野崎牧場」の誕生です。

野崎牧場は主にブリーダー経営＝良い牛をたくさん生ませて育てることが、大切なお仕事でした。

自然あふれる恵庭の大地で 自然の恵み(実りや水)を存分に生かし・食し 良い牛を育てる
それが野崎さん一家の幸せでした。

問題2: 牧場経営には家畜をはじめ、牧場用地、牧草などいろいろなものが必要でした。牛(家畜)舎、牛や馬の飼料、家族が住む家、電気、水、…なかでも水は必需品のひとつです。

当時の野崎牧場は、水をどのような方法で得ていたのでしょうか? 次から一つ選んでください。

① 水道 ② 川 ③ 井戸(地下水) … 回答 ()

答えは、② 川 です。



〔牧場の四季〕には、次のような一節がありました。

「牧場のなかには、広い山林や牧地、畑があり、水源を異にする3本の小川が流れていました。

その川の一つには、ダムや自家用発電所があり、滝が音を立てて流れ、魚が沢山おりました。

これらは、子供達にとっては最高の遊び場でした。」

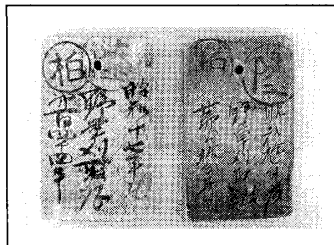
参考)

1964(昭和 39)年 恵庭市内に上水道給水開始

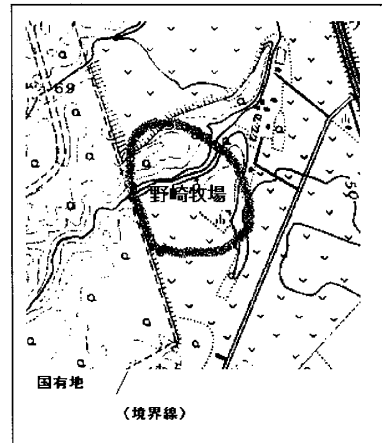
1922(大正 11)年 当別電機(今の北電)発電所

この「小川」は、通称「野崎川」と呼ばれていました。野崎牧場の中を流れていたのもそのような名前がついたようです。野崎川は水量も安定していたので自家用発電に適しており、発電機を設置して動力・電力をとり、かつとても澄んだ水だったので飲料水・牧場用水(牛や馬の飲料水・冷却水・牧場の清掃など)に用いていました。そして魚も釣れました。

野崎牧場周辺地図をみてください。この「野崎川」は、隣の地域から流れてきています。西隣の地域は国有地です。



〔鑑札(縦9cm横5cm)〕



〔野崎牧場周辺地図〕

野崎家をはじめ付近住民には、戦前からこの国有地への入会権をもっており、それを示す鑑札を購入すれば、中に自由に行き来することができました。国有地では、燃料のための薪や山菜を採っていました。

その国有地には沢やその土地を水源地とする小川があり、野崎川もそのひとつでした。野崎川は、野崎家はその水利権をもっていました。終戦後、この国有地は占領軍に一時的にとりあげられていましたが、それでもなお入会権・水利権は有効でした。

野崎牧場は、この入会権・水利権を有効に活用しながら、健之助さん・寿美さんご夫妻、長男の健美さん、次男の美晴さん、そして3人の娘たち(なかでも次女の和子さん)で、〔牧場の四季〕にあるように、のどかな自然環境のなかで、「良い牛をつくること」を目標に、日々を過ごしていました。

野崎川は、野崎牧場にとって、

子どもたちの遊び場であると同時に、

大切な動力源であり水源だったのです。

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる③

「野崎牧場にふりかかった被害」

あるとき、野崎牧場の経営や野崎さん一家の生活が急変しました。

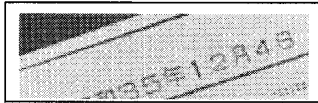
1960(昭和35)年、健之助さんの息子の一人、次男の美晴さんは、新聞に次のような投書を送りました。

突然のものすごい音 一瞬息がつまる。ガラス戸が鳴る 実にひどい腹が立つ、現場に行
ってとめてきたいがそんなひまがない。そのときまたダーンときた。もう我慢できない。こんな音は
体をなぐられるよりまだ苦痛だ。人間が苦痛だから家畜だって同じだ。いったいだれがこんな音
を出せと言ったのだ。今まで何回聞かされ、今後何度聞かされることか。

いつこんな音を聞かせてくれと頼んだらうか。何度うるさいと申し入れたことか。それに対して
何の誠意も見せずやむやのままなのはどうしたことか。現在のままの状態が続くのであればわ
れわれはあらゆる手段を持って強度に迷惑をおよぼしている騒音を排除するつもりであるが、
いかに考えておられるか。(恵庭町 野崎美晴 24歳)

〔北海タイムス投書欄 1960(昭和35)年12月4日 一部修正〕

この投書にある「ものすごい音」・「騒音」は、1955(昭和30)年8月ごろから始まりました。



どい腹が立つ、現場に行つてと
めてきたいがそんなひまがない
その時またダーンときた。もう
我慢できない。こんな音は体を
なぐられるよりまだ苦痛だ。人
間が苦痛だから家畜だって同じ
だ。いったいだれがこんな音を出
せと言ったのだ。今まで何回聞か
され、今後何度聞かされるこ
とか。



この騒音によって、健之助さんと寿美さんご夫婦、次男の美晴さんは難聴になってしまいました。特に寿美さんは、2年間ひどい騒音にさらされて倒れてしまいました。診察の結果、極端な疲労状態と診断され、牧場を離れて札幌に移住し通院治療をせざるをえなくなりました。その後、札幌で暮らして7年たっても健康体には戻れませんでした。

乳牛は、狂ったように暴れて、鉄条網で乳静脈を切断して死亡したり、乳量ももつともひどいときには93%も低下しました。牛の流産・早産が続出し、受胎率も低下しました。

野崎牧場の隣の橋本さんのうちの赤ちゃんは、騒音がするたびに昼寝をしていても飛び起きておびえ、おばあちゃんにだきついて離れませんでした。

さらには、この騒音の発生主によるある行為によって、澄んだ野崎川は土砂が大量に混じってひどくにごり氾濫し、土砂のために自家発電の機械は故障し、飲料水や牧場用水が不足、自家発電も出来なくなったのです。

良い牛をたくさんつくるという野崎牧場の経営にとっては大きな被害であり、大問題でした。

ぜひともこの被害を排除せねばなりませんでした。

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる④

「あなたならどうするか？」

曜 組

問題3： 美晴さんは、投書に「現在のままの状態が続くのであればわれわれはあらゆる手段を持って強度に迷惑をおよぼしている騒音を排除するつもりである」と書いています。

その後、騒音などの被害を排除するため野崎牧場の皆さんはいろいろな行動をとりました。

あなたなら、この騒音などの被害を排除するために、どのような行動をとりますか？

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

（複数回答の場合は、とりかかる順番を書いてください）

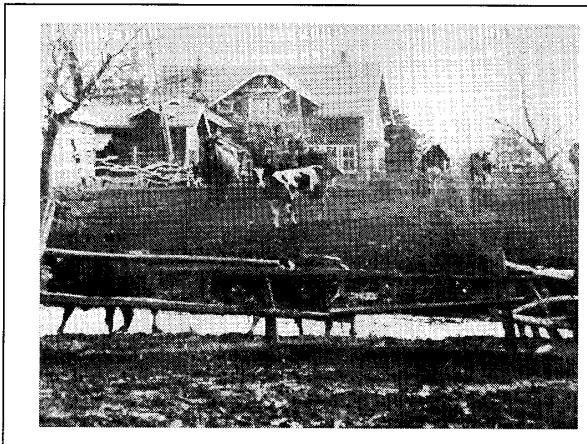
3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑤

「被害の責任は誰にあるのか」

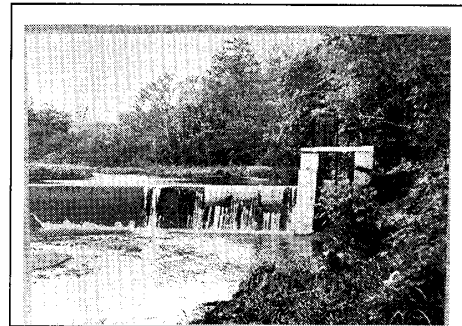
問題4： 野崎牧場にふりかかった被害の原因をつくったところ＝野崎美晴さんの抗議文の宛先はどこだと思いませんか？

- ① 大会社の工場
- ② 政府の一機関
- ③ 隣の牧場
- ④ 温泉開発

… 回答 ()



〔当時の野崎牧場の写真 自宅と牛たち〕



〔きれいだった頃の野崎川〕

飲料水・発電用水として利用されてきた]

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑥

「被害の責任者は自衛隊」

曜 組

答えは、② 政府の一機関 です。

それは野崎牧場に隣接するあの「国有地」で行なわれていた自衛隊の大砲射撃演習でした。

自衛隊の成立は（ ）年、野崎牧場のすぐ隣にあるあの「国有地」は、自衛隊の「島松演習場」だったのです。この演習場「北海道大演習場」のひとつであり、全国でも有数の大きな演習場でした。

野崎美晴さんの投書の全文は、こうです。

〔北海タイムス 投書欄 1960(昭和35)年12月4日〕

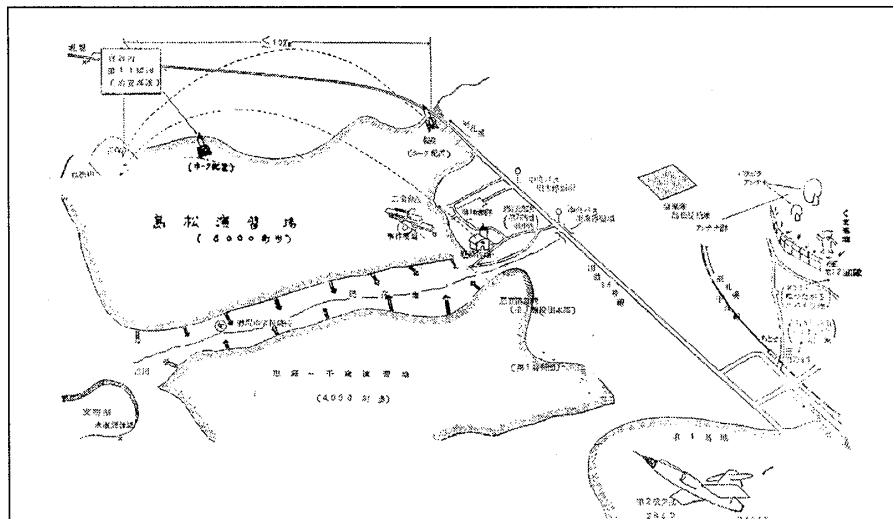
「自衛隊の大砲の音」

◇ダーン突然のもののすごい音一瞬息がつまる。ガラス戸が鳴る自衛隊の大砲の音だ。実にひどい腹が立つ、現場に行つてとめてきたいがそんなひまがない。そのときまたダーンときた。もう我慢できない。こんな音は体をなぐられるよりまだ苦痛だ。人間が苦痛だから家畜だつて同じだ。いったいだれがこんな音を出せと言ったのだ。今まで何回聞かされ、今後何回聞かされるのか。

◇総監に聞くが、いつこんな音を聞かせてくれと頼んだらうか。何度うるさいと自衛隊の方へ申し入れたことか。それに対して何の誠意も見せずやむやのまま現在もお大砲をうち続けているのはどうか。現在のままの状態が続くのであればわれわれはあらゆる手段を持って強度に迷惑をおよぼしている騒音を排除するつもりであるが、総監はいかに考えておられるか。

（恵庭町 野崎美晴 二四歳）

注：「総監」…この場合、自衛隊の北部方面隊の総監（責任者）のこと



〔当時の島松演習場と野崎牧場〕

問題5： この「北海道大演習場」は、いつつくられたのでしょうか？

- ① 日露戦争(1904年)直前 ② 満州事変(1931年)直前 ③ 真珠湾攻撃(1941年)直前
④ GHQ占領開始(1945年)直後 ⑤ 自衛隊成立()年直後

… 回答 ()

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑦

「恵庭 島松演習場 の歴史」

答えは ① 日露戦争(1904年)直前 です。

「裏山に登るとはるか彼方まで見渡せ、コブシや
桜の咲く春には、黄色の菜の花や緑の牧草、そ
して耕したばかりの黒褐色の土の色が、美しいコン
トラストを見せてくれます」(「牧場の四季」より)

「北海道大演習場」の土地、島松村の西部丘陵地帯約3600haを旧日本帝国陸軍の演習場にする決まったのは1901(明治34)年、ロシア軍の極東進出をにらんでのことでした。野崎牧場が恵庭に移った40年前のこと、すでに隣は旧日本帝国陸軍の演習場だったのです。

明治時代、もとは大森林で、一挙に木々を伐採して演習場がつけられました。木々の一部は付近の住民に払い下げられ、地域の建物の材料となったものもありました。住民は、場内の入会権を示す鑑札を購入すれば中に入って草を刈ったり(干草にして馬の冬場の飼料とする)、燃料のための薪やタケノコやワラビなどの山菜(塩漬けや乾燥させて食料にする)を採ることができました。花々もきれいでした。

演習の最も大規模なものは、1936(昭和11)年10月の「陸軍特別大演習」で大規模な野戦演習でした。しかしそれ以外は歩兵の小銃・機関銃、砲兵の野砲射撃演習が年2、3回行なわれるのみ程度だったので、牧場経営に支障がでることはありませんでした。

野崎牧場が移ってきたのは、このあと(1941年)のことでした。

終戦をむかえ要なしとなった演習場は農地とするため元軍人など100戸程が入植したものの、すぐにアメリカ占領軍がやってきて追い出され、米軍基地・演習場となります。最初のうちは静かでしたが、1950(昭和25)年に朝鮮戦争が勃発し、数年後に自衛隊が発足、激しい軍事演習が開始されます。

健美さん…「昭和30年の8月ごろから米軍のジェット機と31年末ごろから自衛隊のジェット機が私たちの牧場からわずか1キロの地点に標的を設け、これに対する対地攻撃の訓練飛行のため半月ごとに毎日牛舎及び住宅の真上30m.の上空を一日にのべ1000～1500機以上ものすごい爆音をたてて突っ込んできて、うちの上空すれすれを通過しました」

注:「対地攻撃」…空から地上を標的を狙う(そして爆撃する)攻撃

この時から、野崎牧場の被害は始まり、被害の責任はアメリカ軍、そして警察予備隊から始まった自衛隊へと移っていくのです。

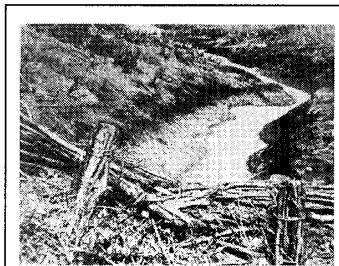
野崎牧場とその家族に甚大なる被害をもたらしたのは、アメリカ軍、

そして自衛隊の演習だったのです。

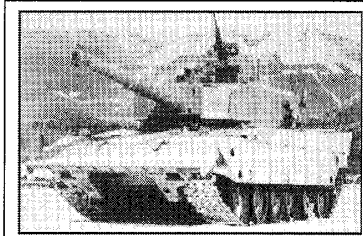
アメリカ軍は1955(昭和32)年に撤退しましたが、自衛隊の演習は激しさを増していきました。

激しい騒音により人や牛は体を悪くし、

戦車が演習場を走行する際、戦車のキャタピラにより演習地を荒廃させ土砂が野崎川に流れ入り、水と動力源の野崎川は濁水となり、水も使えないし自家発電はしょっちゅう故障しました。



【戦車が荒らした表土の土砂などによるつまる野崎川】



【戦車 タイヤにキャタピラが巻かれている】

野崎さんの牧場経営には大問題でした。

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑧

「野崎さんを支援しようー

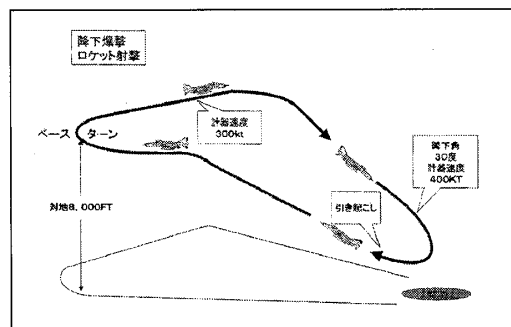
自衛隊による被害対策隊結成！」

曜 組

問題6： 野崎さん一家は自衛隊を相手に、騒音と濁水の被害をなくすために、断固たちむかうことに決めました。あなたも野崎さんを助けるために何をするか、グループで相談して「あらゆる手段」を考えてください。

支援隊のスローガンは、
騒音行為を止めなさい！
泥水を流す行為を止めなさい！

現在のままの状態が続くのであればわれわれはあらゆる手段を持って強度（きど）に迷惑をおよぼしている騒音を排除するつもりであるが、総監はいかに考えておられるか。
（恵庭町 野崎美晴 二四歳）



〔航空爆撃の演習図 千歳市HPより〕

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑨

「野崎さん一家はどうしたか」

曜 組

野崎さん一家は忙しく牧場の仕事をするかたわら、いろいろなことをしました。主なものと結果を示します。

野崎さん支援隊として自分が考えたものと同じものや似たものがあれば番号に○をつけてください。

牧場内では、いつも騒音の大きさと牛の乳量の測定・記録(=被害の証拠をとる)

1. 「立ち入り禁止」と書いた立て札(米軍の演習時代)設置・牧場敷地内道路(ジープが無断で通り抜ける)に牛を放牧する ⇒ 立て札は持ち去られるも「物取り禁止」と札を立てたら返却される・ジープも通らなくなる
2. 町役場や調達局(当時の自衛隊の窓口)に飛行コース変更の交渉
⇒ 飛行コースは変更、しかし標的位置(野崎牧場そば)は変わらず騒音は続く
3. 母：寿美さん体調崩し札幌の病院に通院(1957(昭和32)年1月)・父健之助さん体調崩し札幌に引越(翌年)
4. 補償金要請・健之助さん米軍演習の標的の前に座りこみをすると言いながら何度も交渉(7月)
⇒ 経済的被害 1200 万円(当時)のうち補償金 118 万円(全体の 10%未満)のみ支払われる
一米軍占領終了・撤退—
5. 大雨のたびに野崎川が濁水・氾濫するため抗議・代わりに水道施設の補償をうけられることに
⇒ 実工事費より 6,7 万円(当時)少ない補償しかなく設置断念 砂防ダム設置されるが土砂が多量で役立たず
6. 第二航空団団司令に抗議(1959(昭和34)年8月)
⇒ 団司令は面会を拒否、群司令は三沢の米軍の指揮のもと演習しているのでやめられない、と返答
7. 事前に通告のうえ演習爆撃標的取り外し・航空団の監視員 20 人と通報を受けて到着した千歳署員と押し問答(8月3・5日) ⇒ 5 日午後からの演習は中止
8. 東京の赤城防衛庁長官(当時の自衛隊トップ)に被害の改善を要望(1960(昭和35)年2月) ⇒ 回答なし
9. 新聞投書欄で自衛隊に「公開質問状」を送る(12月4日) ⇒ 回答無し
10. 防衛庁長官に補償申請書提出(1961(昭和36)年1月) ⇒ 返答なし
11. 牧場で署名集め北部方面総監に面会・公開の騒音測定と大砲発射場を遠くに変えるよう要請(9月)
⇒ 北部総監面会拒否。第四部長が面会、発射場を桜森(牧場よりもやや遠い場所)に変更が提案
しかし、牧場 500m 付近で砲撃演習開始
12. 健美さん・美晴さん、大砲の前に立ちふさがって抗議(9月15日)
⇒ 自衛隊の第一特科団小野一佐隊員の命令により野崎兄弟は手足をつかまれ砲の後ろに移動される
13. 健美さん・健之助さん・寿美さん、北部方面総監部(札幌)に抗議(9月15日)
⇒ 北部方面総監部第四部長「申し訳ない、今後は(少し離れている)桜森のできるだけ窪地に入って演習する」
しかしすぐ近くで演習再開
14. 健美さん、北部方面総監部に抗議・射撃演習中の大砲の前に立ち抗議(9月～)
⇒ 自衛隊員は健美さんを押さえつけ砲撃を強行することも
15. さらに北部方面総監部に抗議(1962(昭和37)年5月～9月)
⇒ 北部方面総監部第三部長正宝隊員は、牧場からやや遠い桜森付近で大きな大砲の、すぐそばの二翁台では中くらい以下の大砲射撃演習をする。他の地域での場合は現地部隊が事前に連絡協議する、と回答(5・9月)
射撃演習の事前連絡は3度ほどあったが、その他多くは事前連絡なし
16. 子牛の価格を決める検査中に事前連絡無しに砲撃演習、総監部に健美・美晴さん抗議・美晴さん射撃演習用電話線切断(12月11日) ⇒ 抗議後砲撃いつそう激しく再開、総監部に抗議の電話、直ちに何とかすると回答される。美晴さん・和子さんは現場にむかい抗議し電話線を切断、4名の自衛隊員から暴行をうける。
17. マスコミを連れ演習場で抗議・射撃演習用電話線を再び切断(1962(昭和37)年12月12日) ⇒ ?

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑩

「被害はどうなったか」

曜 組

野崎牧場のみなさんは、自衛隊を相手にたくさんの被害対策をしてきました。最後に健美さんと美晴さんが演習用の電話線を切断しました。

問題7： このあと、どうなったと思いますか？

- ① 自衛隊の演習は全面的に中止・終了し、牧場は以前のような姿を取り戻した。
- ② 自衛隊の演習は変わらず、野崎川も荒れたままで、騒音もやまなかったので、その被害について野崎さんが自衛隊を裁判で訴えた。
- ③ 自衛隊の演習は変わらず、野崎川も荒れたままで、騒音もやまなかったので、野崎さんはついにあきらめて、引っ越した。
- ④ 自衛隊の演習は変わらず、野崎川も荒れたままで、騒音もやまなかった。そのうえ電話線を切断した罪で野崎さんは自衛隊に訴えられた。

… 回答 （ ）

そう考えた理由…

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑪

「野崎さん 自衛隊法で起訴される 恵庭裁判の開始」

野崎さんは、自衛隊で電話線を切断したことで刑法261条で告訴され、家宅捜査を受けた後、次の年の1963(昭和38)年3月に、自衛隊法121条で起訴されました。



[1963(昭和38)年3月8日 北海道新聞より]

[北海道新聞記事全文]

札幌地検は7日、千歳郡恵庭町牧場 328、酪農業、野崎美晴(26)と同住所、同、野崎健美(28)の2人を自衛隊法第121条違反の罪で起訴した。

起訴状によると、野崎美晴は、昨年12月11日午後3時20分ごろ、同町字柏木、陸上自衛隊北恵庭部隊隊舎地域の西方約1.2キロの地点にある北部方面隊第一特科群102大隊第二中隊の射撃演習場で、命令伝達のための野外電話機や音源標定器などを結ぶ通信線五ヶ所を、また、野崎健美は、翌12月12日午前10時ごろ、同じく通信線二ヶ所をそれぞれペンチで切断し、自衛隊が防衛のために使用する器具を破損した。

同地検は、自衛隊の射撃演習で、野崎さんらの飼っている乳牛が神経質になり、受胎率や乳量が減ったための反抗とみているが刑法の器物損壊罪より重罪で臨むべきだとして自衛隊法を適用した。

[注] 自衛隊法121条＝自衛隊の所有し、または使用する武器、弾薬、航空機、その他の防衛のように供する物を損壊し、または傷害した者は、5年以下の懲役、50000円以下の罰金に処する。

なお、刑法261条の器物損壊罪は懲役3年以下または罰金25000円以下。

	自由刑	財産刑
自衛隊法	懲役5年以下	罰金50000円以下
刑法	懲役3年以下	罰金25000円以下

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる②

「恵庭裁判—支えた人たち」

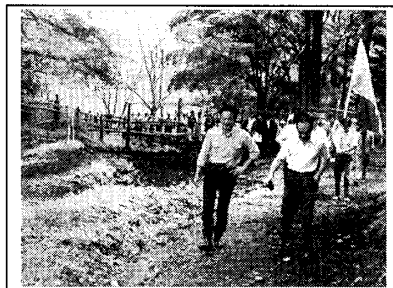
野崎さんが起訴された後、野崎さんを支援する人たち（北海道平和委員会・北海道キリスト者平和の会・北海道文化人の会・国民救援会など）で「野崎さんを守る会」が結成されます。同時に大弁護団が結成されます。

この裁判は、通称「恵庭裁判」と呼ばれ、公判は1963年から1967年まで4年間で41回にわたり開かれました。その間…、

野崎さんを守る会の人たちは、現地の野崎牧場に行つて島松演習場内の自衛隊の演習を調査したり（「現地調査」）、



〔現地調査 向かい合う自衛隊員(左)と調査団(右)〕

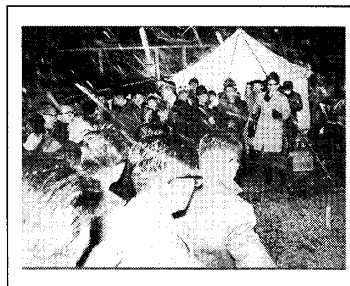


〔現地調査 野崎牧場から演習場に〕



〔傍聴券確保のために 泊まり込みテント内学習会〕

公判の前日には、裁判の傍聴券を確保するために、当時の札幌地方裁判所の前にテントをはって徹夜で泊まり込みました。中では、弁護士や憲法学者を先生に、恵庭裁判をよく知るために学習会が行なわれました。



〔雪降る中のテント前〕

野崎兄弟が裁判に出廷するために牧場の人手が足りなくなるので、学生らを中心に野崎牧場の仕事を手伝いにいきました（「援農」）。

さらにこの恵庭裁判のことを全国に知らせるための資金集めに、島松演習場内のスズランを収穫して売ることもしました。



〔スズラン収穫風景〕

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑬

「あなたが裁判官なら一判決を考えよう」

曜 組

問題8： 以上の公判をみて、あなたが裁判官ならどのような判決を出しますか。次の選択肢①～⑤からあなたの考えに最も近いものを選んでください。

なお、判決は法律に基づいて行なってください(=「罪刑法定主義」と言います)。

憲法 第9条

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

自衛隊法

第1条 この法律は自衛隊の任務、自衛隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取り扱い等を定めることを目的とする。

第121条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、5年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

選択肢：

無罪と思った場合

- ① 根拠：自衛隊は憲法9条に違反するので、自衛隊法も違反する。よって無罪
- ② 根拠：被告人が切断した電話線は自衛隊法121条の「防衛の用に供する物」にはあたらない。よって無罪。
- ③ 根拠：自分の権利を守るための正当な行為である。よって無罪。

有罪と思った場合

- ④ 根拠：被告人が切断した電話線は自衛隊法121条の「防衛の用に供する物」にあたる。よって有罪、懲役5年。
- ⑤ その他の法律を根拠に有罪… (その他の法律…)

… 回答 ()

理由：

.....

.....

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる④

「恵庭裁判―検察の求刑は？」

～～実際の裁判では、検察の論告は裁判所により一部陳述禁止となり、求刑も同様に禁止されました。ですから、当然、記録の求刑の欄は空白でした。その経緯を少しお知らせしましょう～～

- | |
|----------------------------|
| 第一 公訴事実について |
| 第二 自衛権と憲法第9条の解釈について |
| 第三 自衛隊法の合憲性と違憲立法審査権の限界について |
| 第四 情状および結論（求刑） |

検察官 「本件控訴事実は証明十分であり、本件には犯罪の成立を妨げるような事実・原因はなんら認められないから、被告人等の等の刑事責任は明らかです。…」

弁護人 「被告が切断した電話線が自衛隊法 121 条に該当するかどうか、切断行為が正当なものかどうかの立証はきわめて不十分であるのに、有罪とする論告は違法です」

～～こういうやりとりが何度か続きましたが、その後、検察は第二、第三の点を陳述し続けました。しかし、「第四 情状および結論（求刑）」に入ったところで～～

裁判官 「第四（「情状および結論（求刑）」）の部分の撤回を勧告します」

検察官 「拒否します」

裁判官 「第四（「情状および結論（求刑）」）の陳述を禁止します。

検察官 「異議申し立てします」

裁判官 「本件では公訴事実および情状に関し、弁護側・被告側の立証を全く認めていないから検察官の意見陳述を認めることは不公平になります。よって、検察の異議申し立ては却下します。」

さて、裁判所はどのような判決を出したのでしょうか。次の選択社会をお楽しみに。

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑮

「恵庭裁判—3月29日の判決とその後」

日本ではそれまで、自衛隊が憲法9条に反するかどうかを裁判で審理されたことはなかったのです。しかし、この恵庭裁判は、自衛隊そして自衛隊員を直接裁判での議論に引き出しました。

だからこそ、恵庭裁判の判決に全国的に注目が集まりました。裁判所が初めて自衛隊について憲法判断をくだすであろう、と予想されたからです。

たとえば全国紙の朝日新聞では、次のような記事が載りました。

- ・判決5日前(3月24日)の記事『「恵庭事件」一審判決近づく 自衛隊に初の憲法判断』・「弁護側『違憲』に自信—検察側にも悲観的な見方」
- ・判決当日3月29日のテレビ番組 「恵庭事件地裁判決(札幌地方裁判所から中継NHK)」
「恵庭事件地裁判決をみて(NHK)」、「恵庭事件に判決下る(TBS)」、
- ・新聞記事「恵庭事件きょう判決」



〔朝日新聞 1967(昭和42)年3月29日 判決予告〕



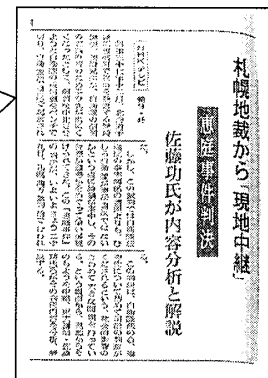
〔朝日新聞 1967(昭和42)年3月24日 判決予告〕

「裁判長は、自衛隊法の憲法合否について、裁判所として、初の憲法判断をするものとみられている。」

「なお、広瀬北部方面總監は、万一自衛隊の違憲判決が出たら29日ただちに北海道の全隊員に士気を鼓舞する訓示を出すはずだ」(〔朝日新聞1967(昭和42)年3月29日〕より抜粋)



〔朝日新聞 判決当日 1967(昭和42)年3月29日 テレビ欄〕

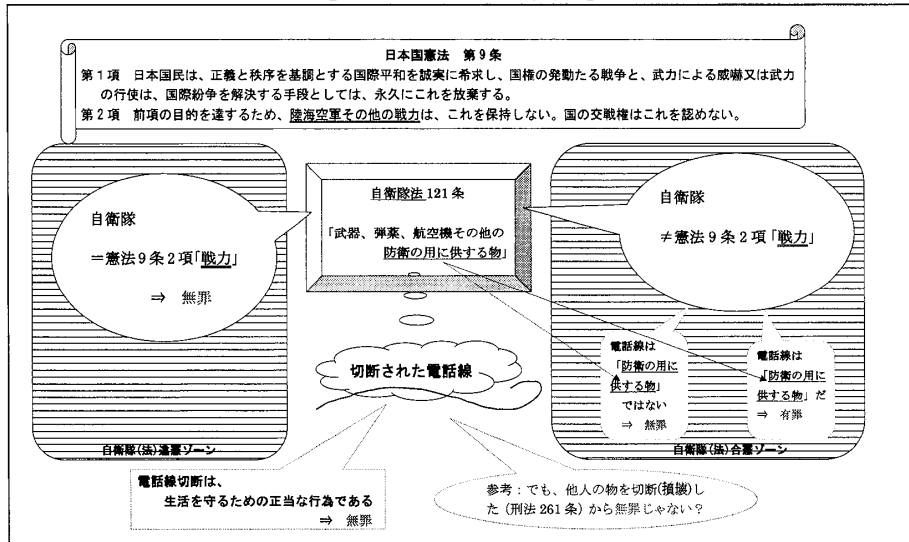


札幌地方裁判所の判決(1967(昭和 42)年 3 月 29 日)は、

主文 「被告人両名は、いずれも無罪」

理由 切断された電話線は、起訴された自衛隊法 121 条の「武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物」にあたらない。ゆえに、弁護人が指摘した自衛隊(法)の憲法問題（＝自衛隊(法)が憲法に違反するかどうか）に関し、判断する必要は無い・判断するべきではない。

[40 回の公判での議論]



判決は、野崎健美さん・美晴さん兄弟は無罪、公判中に議論された自衛隊(法)が憲法 9 条に違反するかどうかの判断はしない、というものでした。

[実際の判決 公判 41 回目]

切断された電話線は「防衛の用に供する物」ではない（「武器、弾薬、航空機」と同じようなものではない） ⇒ 無罪

「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」
(自衛隊法 121 条)

[1967(昭和 42)年 3 月 29 日判決当日の夕刊 朝日新聞]



問題 9：この判決に、野崎さんはどう思ったか、考えてください。

選択肢… ①無罪になってうれしい！

②無罪になってもちっとも嬉しくない！

③その他 ()

…回答 ()

理由…

.....

.....

.....

一審判決の直後 それぞれの思いは…

<被告側>



【野崎さん兄弟】

検察が求刑を禁止されたとき、無罪はわかっていた。無罪になってもちっともうれしくない。この事件の焦点は自衛隊の合憲・違憲にあるし、裁判所はこの点をはっきりすると約束しておきながら避けた。自衛隊は約束を破って私たちの生活を侵害し、今度は裁判所に約束を破られました。私たちはだまされっぱなしです。できることなら裁判所を訴えたい！

【弁護士団 400 名代表の意見】 「無罪判決は喜ばしい。しかし、この公判の本質は公判経過からいっても違憲合憲の争いだった。裁判所も当初からこの点について回避しないと明らかにしていた。したがってわれわれは明らかな判断が下されるものと期待していた。今回の判決はまことに遺憾だ」

<裁判官>

自衛隊についての憲法判断をしなかったことについて、

裁判所は憲法判断を回避していない。憲法判断をする必要がなかったから、しなかった。



【辻裁判長】

<検察官>

検察は、野崎兄弟が演習場の電話線を切断した行為を有罪とするために起訴したのです。被告人が無罪という判決は検察にとっては残念な結果だったはずですが。

が…公判が終わったあと、**「オー、よかった、よかった！」** と言い、検察官どうして抱き合うように堅い握手、記者の質問を『話はあとで』と振り切り、万年筆を落としたのもかまわず、廊下を走り出す。無罪判決ではちょっと信じられないような光景でした。

談話を発表する片岡札幌地検検事正の顔は晴れ晴れとして、その表情は“勝った”という感じさえ読み取れるほどでした。

われわれは起訴の段階から一刑事事件としてこの訴訟を進めてきたのであって、自衛隊についての憲法判断を裁判所に求めたのではない。判決は無罪になったが、裁判所が直接憲法判断を示す必要がないとしたことは当然だ。

<自衛隊>

判決の次の日、国会の衆議院予算委員会では、防衛庁長官に対して、「自衛隊法は違憲」との判決が出た場合の声明文を用意していたのかという野党議員の質問に対し、

*憲法違反かどうか裁判所は判断していません

【防衛庁長官】
(当時の自衛隊のトップ)

いろいろな場合について準備していたのは事実です。切断された電話線は自衛隊法 121 条でいう武器にあたらないという判決だったが、これは 121 条の防衛物件ではないと認めたのであって、裁判官が自衛隊法を前提として認めた(*)ものといえます。

被告人が有罪にならなかった恵庭裁判一審判決のあと、検察は有罪判決を勝ち取るために控訴するかどうかを考えましたが、結局控訴しないことに決めました。

そうして、野崎兄弟の無罪は確定しました。

問題 10: 野崎さんは無罪判決後、どうしたと思いますか?

- ① 抗議・要求をやめた。
- ② 抗議・要求をし続けた。

回答… ()

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑩

「恵庭裁判その後—演習をめぐる変化」

野崎さんやその支援者たち、そして全国の演習による被害に関心をもつ人たちは、裁判の前も公判中もそして判決後も、演習によりこわされた「幸せ」の回復のために、3つの要求をし続けました。

- ① 演習場の撤去
- ② 演習による被害防止対策
- ③ 演習による被害の補償

〔その結果〕

① 演習場の撤去 島松大演習場はいまもある	
② 演習による被害対策	
恵庭事件時代	恵庭裁判判決後
水 問 題 砂防ダム設置→効果無し 給水車で給水(自衛隊員も手伝った) しかし一時しのぎ	・判決の直後に、牧場近辺の水道設備が完備され安定供給されるように ・近隣の9牧場共同で演習場内に 60ha.の牧草地を確保、肥料は一部自衛隊負担で管理を開始、川への流入土砂を少しでも減らすことに(防災工事)
音 問 題 要求したが改善されず	防音工事などの費用が、一部国から市町村を通じて出されるようになった(学校などの公的施設および一般家庭の建設・改築の一部に)
防 衛 庁 の 対 応 北部方面総監や防衛庁長官に 対応策を要求したが回答無し	一例：自衛隊戦闘機演習中の「誤射」被害への対策 島松演習場の戦闘機が、演習中に北広島のリハビリ・センター敷地内に数弾間違っ「射撃」敷地内に数個の着弾あり(2001年) →恵庭市議会は大問題として取り上げた →防衛庁が、恵庭市議会に対し標的の位置移動など文書で報告 ⇒自衛隊演習は、地方自治体の監視下におかれている
連 絡 体 制 演習事前連絡は季節ごとに恵庭町内3箇所に掲示 住民への直接連絡は無し	1ヶ月ごとに、演習の予定が恵庭広報誌に記載されようになった <u>演習通報</u> 危険です。演習場内には立ち入らないでください。 ●演習内容● 陸上演習 ●日時● 3月3日(土)～10日(土) 3月14日(水) 3月15日(木) 各日6時～22時 問合せ先 基地・防災課(☎***内線***) [恵庭広報誌 2007年3月号より 一部抜粋]
③ 演習による被害の補償	
無し	「交付金」制度開始…国から演習の被害がある地方公共団体に

「恵庭裁判その後—演習変化のモトは？」

演習をめぐるこれらの変化は、自衛隊がなくなるとはいえ・判決で憲法判断されなかったとはいえ、恵庭裁判、そして野崎さんのたたかひの「成果」です。

その土台にあるのは、憲法です。

判決から数十年がたって、野崎健美さんは次のように述べています。

最終弁論でも述べたのですが、支援してくださったみなさんには本当に感謝しています。

恵庭の闘いは現地（現地調査・援農）、運動（各種集会・講演）、法廷闘争（傍聴券確保・弁論）の三つが結合した一つの権利闘争だと思います。

裁判当時は、権利主張のためには原点にまでさかのぼって勉強しなくてはと考え、憲法の学説・理論はもとより、憲法制定過程の審議録なども徹底して勉強しました。

いまや自衛隊ができてから 50 年以上が経過し、自衛隊についての憲法裁判はその後いくつもありました。しかしその間、一度も裁判所は「自衛隊は合憲である」という判断をだしていないのです。

それはなぜでしょうか？

「自衛隊合憲判決」を出させない「力」が憲法にはあるからです。

野崎さんとその支援者にとっては、裁判前も公判中もそして判決後も、憲法は幸せを守るためのよりどころだったのです。

〔野崎牧場 その後〕

野崎さんは「インターナショナル・ブリーダーズ」という会社を作り、牛の人工授精事業を始めました。1984 年には努力が実り、日本で初めて当時の最高点である 95 点を取った牛をつくり、演習被害で苦しかった野崎牧場の経営を立派に立て直しました。いまでは、この牛の子孫が全国に広がっています。

その後、戦前からドイツの製法を参考に野崎さん一家が自家用にハムなどを手作りしていた技術をもとに、北広島に「エーデルワイスファーム」というハムやソーセージのお店を出し、無添加の安全で美味しい製品を通信販売と直営店舗で提供しています。

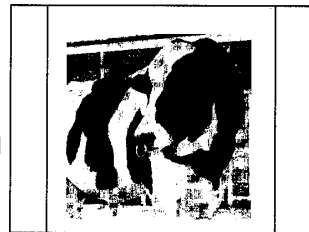
野崎さんの新たな幸せです。

【日本一の雄牛

ブルーゲル・エレベーション・クリス】

「良い牛をつくるのが私の平和運動なのです」

（野崎健美さん）



3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる⑦（最後）

『『幸せ』保障の日本国憲法』

曜 組

憲法前文の最初の一文は「日本国民は……この憲法を確定する」です。憲法は「国民」が宣言・確定したものであり、「尊重擁護する義務(99条)」を持つ「国」に守らせるべきものです。

野崎さんの「幸せ」を壊したのは、本来ならば野崎さんの幸せを守る義務がある「国」でした。

そこで野崎さんは、国に自分の「幸せ」を守らせるために、憲法をよりどころに抗議・要求し続けたのです。

問題 11： 野崎さんが、よりどころにした憲法の条文はどれだと思いますか。

前文も含め、条文No.とそのタイトルや言葉を、公民の教科書の巻末「日本国憲法」の条文をみながら、考えつく限りあげてください。

4時間にわたり「恵庭に生きる」を勉強してきました。みなさんの感想を書いてください。

3年選択社会「テーマで考える現代社会」恵庭に生きる

「恵庭に生きる」 参考にした資料リスト紹介

エーデルワイスファームHP

恵庭市『恵庭市史』(1979)

恵庭市広報紙(HPより)

恵庭・島松の昔と今の地図たち

恵庭昭和史研究会編『百年一〇〇話：恵庭の風になった人々』(1997.3)

『恵庭年代記』(1997.7)

恵庭市農業協同組合編『恵庭市農業協同組合三十年史』(1978.9)

小松重之『ふるさとの思い出 写真集 明治大正昭和 恵庭』図書刊行会(1980)

新聞記事…朝日新聞、北海タイムス、北海道新聞

千頭正男『奇跡の点描』(2000)

野崎健美/文・トヨ/絵「幼き日の思い出 牧場の四季」

野崎健美さん手記(北海道平和委員会所蔵)

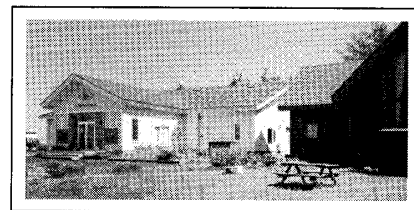
北海道平和委員会・恵庭事件対策委員会編『恵庭は告発する』(1967)

北海道平和委員会『恵庭事件一自衛隊法違反一公判記録』(1963~1967)

北海道平和委員会編『平和に生きる権利 今こそ世界に 長沼一審判決三十周年記念集会報告集』(2003)

北海道平和委員会所蔵写真(主に坂森さん撮影)

水島朝穂「ルポ・恵庭事件の地を訪ねて 新・権利のための闘争」(『札幌学院評論』1984年No.2所収)



【現在のエーデルワイスファーム】

1時間目に勉強した「牧場の四季」は、実は一番最後の文章をカットして配布しました。
最後は、こうです。

「遠い昔の牧場、戦後間もなくの頃。もう再びもどることのない幼い日の思い出です。

そして、これこそエーデルワイスファームのコンセプトの原点なのです」

(野崎健美)

3-2-3 授業プログラムの解説・実践の様子・分析

以下に、内容の解説や目的（[解説]）、プログラムに基づいた授業方法（[進め方]）、実際の授業の流れや授業記録（ビデオカメラテープをおこしたもの）・問題への回答結果、授業時間終了時にB教諭が通常から実施している「学習記録」の「今日の感想」「疑問、つっこみ質問」などに記載されているもの（以上まとめて[記録]）、授業過程の分析（[分析]）、の順に示す。

なお、[記録]内で用いる授業記録は、セリフのやりとりをそのまま記載するほかに、必要と思われる注釈を「*」を付して示した。

[1時間目]

[解説—1頁] 導入として、自分にとっての幸せをその条件を考えることを通して気づかせる。

なお、「A」にはA中学校の所在地名が入っている。

[進め方] 本頁をB6版程度の用紙に印刷・配布し、授業者が問題0を読み上げる。その後、各自問題0の回答を記入する。

[記録] 問題0の回答は記入後に回収、その場で授業者が読み上げ、子どもたちはお互いの幸せの条件に耳を傾けていた。その一部を示す。

授業者：要素をいっぱいならべてくれた人がいます。「家。水。食べ物。金。家族。友達。パソコン。」以上。はい、次。「時間がたくさんあって、お風呂があって、好きなアーティストがあって、洋画を観て、テストがなくて、ごめんね、近所を犬と散歩して、いやな人がいなくて、ごめんね、自分の部屋があって、お金があって、友達がいる」。あー、自分の部屋ないとダメですか。自分の部屋ないとダメですか？ みなさん、幸せ。「普通の暮らし」。シンプルです。「衣食住」。「食べて、学校行って、家があって、寝て、友達がいる。」（*中略）「一人暮らしができて、そこそこの仕事に就いて、そこそこのお金があって、そこそこのものがあれば幸せ」。そこそこってどこどこ？ えー、「わかんない。」「自分が思い通りに動ける自由な生活。お金。」で、結論、今みなさん幸せなんですか？

子ども：ううん。

授業者：「私は幸せと思える人」。はい。（*挙手で確認 数名）

授業者：不幸だと断言できる人。はい。（*5～6名）

授業者：じゃあ、自分の足でよって立ってさ、金、家、食べ物、友達、パソコン、なんでも手に入るように頑張ってる。今のところ、あなた方を束縛する存在が多すぎるんでしょ？ で、邪魔をするものも多くてね。かわいそうにね、思春期…

子ども：ハクション！（*教室中大笑い）

授業者：はい、人間っていうのは、やっぱり不幸せになりたいと思って生きてる人いないからね。どっかこっかで幸せ、…それが本当に幸せか、妥協した幸せか知らないけど…幸

せ求めて生きております。今日は、みなさんの幸せ観をもとにしまして、こんな生活、幸せかも、このご家庭どう思います？って、一軒ご紹介します。で、この人たちの生活をお読みください。

ここで、授業者がプリント2頁を配布した。

[解説—2～3頁] 2頁(問題1)：幸せなときの野崎牧場の生活を示し⁵⁶⁾、それがいつの時代のどの地域の事柄なのかを考えさせることを通して、野崎牧場に注意を喚起する。

3頁：問題1の解答と、恵庭の牧場の歴史を牧場名や経営者の名前および年代を書き込んだ地図⁵⁷⁾と下部4行の文章により簡単に確認する。3頁とは別に札幌、支笏湖、A、恵庭、北広島、千歳などの位置を確認できる大判の地図⁵⁸⁾(以降、「大判広域地図」と略)を黒板に貼る。

()内には順に、②(恵庭)、③(昭和の終戦直後)、恵庭、恵庭、が入る。

[進め方] いつ頃のどの地域の出来事かを考えながら聞くように指示したうえで授業者が読むすめ、その場で問題1の「場所」と「時代」を挙手で確認する(1頁)。「場所」は黒板に掲示した大判広域地図で自分たちの居住地Aとの位置関係を確認し、そのうえで3頁の地図上で恵庭の牧場の歴史の概要にふれる(2頁)。

[記録]

授業者：(*2頁のイラスト付きの文章部分を全部読み上げて)いかがでしょうか。この人、この生活が、どっかに…どこでもドアで突き抜けたらあるとして、今の自分の生活と比べてさ、こっち行ってみたい気がするかもって人いる？ どう？ どう見ても学校の“が”の字も出てこないよ。誰か条件出してた人いたね。学校やだって。はい、アンケート。こういう生活、ちょっとやってみたいかも。はい。かも？(*挙手で確認 1名)

授業者：あ、1人？ こういう生活。牧草刈り入れたり。「今の生活でいいです」っていう人。はい。今の生活でいいっす～。(※1名くらい)

授業者：あ、そうでもない？ みなさん想像できますかね？ 牧場っていうことでね、普段の自分たちの生活とは違うような生活ではありません。それでは問題です(*問題1)。これは一体どこでしょう。①②③④解答欄に予想を書いてください。あるところというには、北海道のあるところですよ。時代、これポイントだよ。こんな生活する時代っていつだろう。北海道の生活です、現実ですよ。夢ではありません。いつぐらいでしょう。はい、書いてください。使ってる道具だとか、食べてるものだとか、聴いてるものだとかね、色々出てきますよね。

問題1回答結果(挙手で確認)：

位置…A：1名 恵庭：2名 帯広：3～4名 函館：

時代…明治：2名 大正：1名 昭和初期：5名 昭和終戦直後：2名 平成初期：4名

この「時代」は、戦争開始時や終結時、および国家総動員法の成立時期などにふれる発問を交

えながら確認された。その後場所の確認に入った。

授業者：で、「恵庭」って言って、場所実はわかんないって人いるんじゃないの？ 実は知らない恵庭って場所。

（＊大判広域地図を黒板に貼る）

（＊「A」「恵庭」「札幌」「北広島」「千歳」のプレートが授業者により用意され、「A」「恵庭」は青文字、他3つは緑文字で記入されている）

授業者はこのあと支笏湖などの位置を示し、子ども一人を指名し、「A」が記載された磁石付き地名プレートを手渡し、大版広域地図のAの位置に貼り付けるように促した。その後、残りの地名プレートを解説しながら地図に貼り付けていき、位置関係を視覚的に示した。そのあと3頁に移り、「牧場の四季」（2頁）の場所の位置を地図中の○をつけたところであることを説明した。

授業者：で、恵庭っていうと、みなさんどんな印象があるんだろうなあ？ 札幌のすぐ近所の町、札幌とたいして変わらない町、なのかもしれないんですけどね。どう？

子ども：なんか、田舎って感じ。

授業者：田舎ですか？ この「牧場の四季」っていう文章は、野崎さんっていうお宅の方が書いた文章です。えーと、野崎健美さんっていう人が文章を書いて、絵は野崎トヨさんっていう人が書いていてね、健美さんとトヨさんの子供の頃のお話を文章にしてみたっていうことなんです。子供の頃の恵庭。地図上はね、すごい家が密集してますけど、実は田舎です。そんなに家はありません。地図の中に、牧場の名前をちょっと入れてみたんですけど、見ていただけます？ ちっちゃい字で書いてるやつ。「柏木牧場」とか、「三浦牧場」って書いてあるしょ？ 1880年。「山崎」さんところ1880年後半、「川上」さん1890年代、「盤尻」さん1908年代、「塩谷」さん1880年代半、なんて書いてあるんですけども。実際ね、この恵庭っていうのは今と違って、昔は酪農のまちで有名だったんだって。牛を飼って、乳搾ってっていうのが有名なところですよ。で、野崎牧場っていう野崎さんの牧場も、そんな恵庭のまちにこの生活を始めていたところですね。

【解説一 4～5頁】 4頁：野崎牧場十勝での誕生、当時の先代ご夫婦の十勝での写真（〔入植当時の野崎健之助さん・寿美さん 十勝の原野を背景に〕⁵⁹⁾）、牧場の移転、恵庭での新たな誕生の経緯、牧場の水供給源が何かに注意を向ける問題（問題2）

5頁：問題2の正解（②川）、「牧場の四季」の中の関連記載を再掲し、その文章から、ダムや自家発電所があったこと、および牧場の水供給源である「野崎川」は「境界線」で隣接する「国有地」から流れてきていること（〔野崎牧場周辺地図〕で確認）、国有地から水を含めて様々な資源を得ており、附近住民は戦前は鑑札（写真〔鑑札（縦9cm 横5cm）〕⁶⁰⁾）により入場する資格（入会権）を有し場内から燃料や山菜を得ていたこと、牧場が水利権を有していたこと、川から動力

と水の両方を得ていたこと、総じて近隣の土地を含めた大地の恵をもとに牧場経営を行なってきたことを伝える。

〔進め方〕 授業者が4頁を読み進めたあとで問題2を挙手で確認(以上4頁)、問題2の正解と本文に挿入されている「牧場の四季」の一節を含めて読み上げる(以上5頁)。

〔記録〕 本文を読み上げながら、それぞれの年代の時代背景を確認するいくつかの質問が授業者によりなされた。その一例をあげる。

授業者：1941年、引っ越してきます、この恵庭に、やっと生活を落ち着けようって来るのが1941年。1941年。これも重要な年だ！ 今度こそ間違えないぞ！ 重要な年だ！ 12月の8日…。わかった？ 何？

子ども：真珠湾攻撃。

授業者：真珠湾！ 正解！ 素晴らしい！（*中略）こっからはもうアメリカとの戦争まで始まるんだよね。だから、戦争中で大変、帯広から来よう！ 来た！ 来たらまた更に過激な戦争へ入っていくっていう、そういう時代です。だから、結構大変な生活だったんだろうね、この頃ね。（*プリント続きを読む）これが野崎さんちの幸せ。あなた方のような携帯いじってる幸せ、テレビ見てる幸せ、カチューンと出会える幸せ、とかっていうのじゃなくね。

問題2（4頁）回答結果（挙手で確認）：

①水道…1人 ②川…3～4名 ③井戸（地下水）…4～5名

授業者が正解（「川」5頁に記載）を述べたあとに、以下のように地図でその位置を確認した。

授業者：でね、この「川」なんですけど地図見てくれる？ そのプリントに載ってる（〔野崎牧場周辺地図〕⁶¹⁾、ここの地域拡大したんだけど…ここらへんね。野崎牧場っていうのは、こういう境界線があって（*黒板に「野崎牧場周辺図」の簡略版の図を書きながら）、隣の土地との境界線のここにあったのね。でね、こういうふうに川流れてたの。こっちにね。これ野崎川。なんか、細いのがあって、合計3本くらいらしいんだけど、まあまあメインの川を野崎川って言っていました。水量が安定していたので、自家発電もこの川でやっていたそうです。戦時中から戦後にかけてね。（*プリント続きを読む）（以下略）

読み終わったあとで6頁を配布した際に「（隣は）今も国有地？」という子どもがいた。

〔解説—6～7頁〕 6頁：野崎美晴氏による北海タイムス投書欄の一部を紹介、ひどい騒音被害が始まったこと、被害の状況（人間と家畜双方での被害）を示し、野崎川の水質汚濁も発生、いずれも野崎牧場の経営を脅かすものであることを伝える。ただし、原因（発生主）はふせる。

問題3（7頁）：牧場にふりかかった被害の原因を排除するための策を野崎牧場の人たちの立場に立って考える。

[進め方] 6頁を授業者が読み上げ、続く7頁の問題3に入る。問題3は、子どもたち各自で取り組んだあと、発表してお互いの考えを共有する。

[記録] 問題3の各自回答作業に入った直後に、時代を問う子どもがいた。

授業者：時代はそうですね、その時代です。1960年に投書してますから、そのへんね。戦争は終わってます。戦争中から苦勞して、幸せになっていた野崎牧場。ここから（＊板書の「1941年」をさす）スタートしています。（＊1941～1970の黒板記載に、「約15～20」と書き込みながら）約15年から20年この土地で牧場経営やってきて、そしてこの状態です、突然。さあ～、どんな音かは、まあとりあえずいまのところは想像してください。いやすぎてたまらない。神経休まらない。

子ども：先生、これ何の音？

授業者：想像して！ もう牛が暴れてどうしようもないくらい、すさまじい音なんだって。

子ども：遠くから？

授業者：「響く」って言うんだから近いとは思いますがよ。で、おさまらないの。頼んでもおさまらないの。で、長く続くからそれ以外の病気にもなっていく。原因は何であれ発生主はわかっている、この段階で。とにかく誰かが自分たちを苦しめているってわかったらどうする？ってね。我慢する？

子ども：そいつに、「おらあ！ てめえ、おらあ！」って言って…

授業者：乗り込むってこと？ この発生主は自然現象じゃないの。相手に向かって言ってるのに、止めてくれない。

（＊子どもたちは互いに相談しながら回答作業継続）

授業者：音の原因とか発生源がこれだ、ってわかったからって我慢できるような音、だったらいいけどね。できるだけたくさん項目考えてくれる？ いろんなこと。1個でおさまる…うーん例えば、投書も一つの方法だったと思うんです。それでおさまってくれるならいいけど、それでもだめならというのがあるでしょ。はい、いくつ出た？ 2つ出た？ 3つ出た？ はい。ちょっと聞いていきます。どんなことをやりますか？

この後、1名を指名し発表した直後にチャイムが鳴り、回答を回収し次の時間に持ち越しとなった。

〈問題3（7頁）回答結果一覧（次の2時間目に授業者により公表）〉

辺野古みたいに守り続ける。発生者に、注意して、注意して、注意して、ものすごく注意して…やめなかったら、自分たちが出て行く。さっさと引っ越し。
味方をつけて話し合う、訴える。
署名集め国に提出。「公共の利益に反する」と裁判所に訴える！ 勝訴！ 最終手段としてテロ行為。
近くの人たちを集めて団体を作り、圧力をかけに行く。訴える。移住する。
言いに行っても直らない→暴力を使って止める。警察を頼りにする。
警察に訴える、裁判をしかける、慰謝料を払わせる、集団で訴える。
殺すつもりでなぐりこみ。防音設備を整える。

騒音おばさんになる（こっちがその人の近くで騒音を出す）。雪をドアの前に置いて閉じこめる。
騒音を出している人に苦情を言いたいだけ言って、家族や牛の様子をその人に観てもらって、周りに同じ思いをしている人がいれば一緒に沢山の人の協力してもらって訴える。
同じ事を相手にしてやる。みんなで訴える
顔面ぶつつぶす。訴えてやる。ショベルカーで建物（だったら）壊す
関係のある人間をぼこぼこにする。暴力で解決に導く。
オラァーって言って、デメェーって言いに行く。
なぐりこみに行く。それでもだめなら訴える。大人数で言う。
とりあえず安全な場所に移動する。とりあえず原因を調べる
とりあえず「やめてよ」っていう。無理だったつけ引越す。やり返す。
注意をする、繰り返す。
騒音を出している物を壊す。騒音主を爆破！
そいつをどっかにとばす。または裁判を起こす。
騒音の主をやめれ！と抗議する。それでもやめなければ強行手段でやめさせる。
運動をおこす。発生主を殺す。
発生主のところに行って話をする、訴える、騒音の被害者で署名を提出、座り込み。

〈1時間目の感想「学習記録」の「今日の感想」（筆者が確認できた範囲）〉

幸せ…自分はあの暮らしでもいいかも。
人の幸せって、時代とか場所によって、たとえば川で遊べたりとか、パソコンがあるとかいろいろだけど、それと同じぐらい幸せのじゃまもあって、幸せって難しい。
難聴になるまでだから、ただの騒音事件ではすまないと思う。騒音はどんな騒音なのか？
被害を起こした人に、自分がやられた時の気持ちをわかってほしいと思った。許されない行為です。
昔は昔で、よかったのだと思われる
その時代その時代によって幸せは違うんだな…。
ストレスたまるとか最悪だね。
牛たち、かわいそうだね。いなかに住みたい。
「野崎牧場」のコトをやった。1回住んでみたいと思った。おもしろそう
何の音かわかんないわ…牛があばれたすほど大きな音…想像できないな。
どんな騒音か気になった。
野崎さんの暮らし、めっちゃめっちゃ幸せそうだったよー。騒音が何だったのか疑問。
野崎さんの暮らしに行ってみたい（住みたいとまでは思わないけど）。幸せをこわしたヤツはだれなのか!?

〔1時間目の分析〕

自分の「幸せ」の条件を考えたあとに、野崎牧場の「幸せ」を「牧場の四季」を通して示すことにより、自分が生きる現代とは異なる生活だが、その幸せな暮らしの意義が伝わったと考えられる。それは、授業中の挙手では確認されなかったもの、感想では「幸せ…自分はあの暮らしでもいいかも」「野崎さんの暮らし、めっちゃめっちゃ幸せそうだったよー。」などに表れている。また、その幸せが壊されることについての怖れや、被害の発生源が何かに興味を示した感想もみられた。

また、恵庭の地理的位置を確認し、自分たちの住む地域と大きく離れているわけではないことを視覚的に知るに至ったことにより、問題3の被害対策案もまた熱のこもった多岐にわたるものとなったと考えられよう。回答は大きく分けて（授業者が作業、2時間目問題6の際に比較のた

め大判用紙に記入・提示（後述）、「苦情を言う，警察を呼ぶ，住民運動，デモ・署名・抗議集会，北海道に訴える，国に訴える，裁判起こす，損害賠償・立ち退き，直接行動・破壊など，仕返し，引っ越す」などであった。

自らの幸せな状況を考えたのちに，野崎牧場の幸せな状況を示し，かつ幸せではない状況が生じたことを提示し対策を自ら考えることを通して，野崎牧場のあり方に興味をひくことになった。

〔2 時間目〕

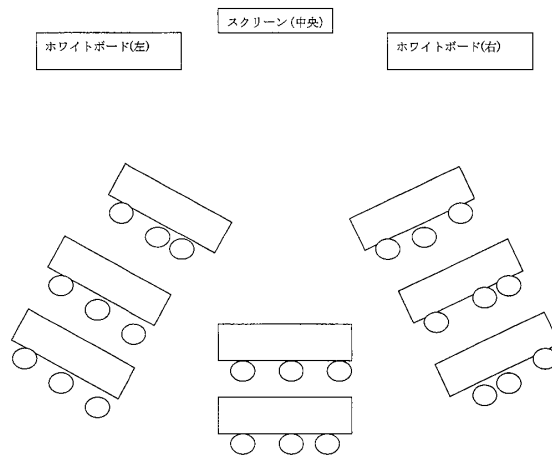
〔解説—8～9 頁〕 野崎牧場の騒音と水害の被害の発生源を考え（8 頁 問題 4），自衛隊すなわち隣接する島松演習場であること，およびその位置を「当時の島松演習場と野崎牧場」で示したあと，島松演習場を含む「北海道大演習場」設置年を考える（問題 5 9 頁）。

〔進め方〕 8 頁に記載した問題 4 の選択肢 4 つを書いた大判の用紙をホワイトボードに掲示する。回答結果を挙手で確認した後で，陸上自衛隊の演習の音と映像を見せる。

その後両面印刷された 8，9 頁 1 枚を配布し，9 頁を授業者が読み上げる。3 頁の授業で用いた「大判広域地図」（札幌，恵庭，北広島，千歳を含む）を再度掲示し，そのうえで自衛隊関連地（演習地・駐屯地）を赤で塗りつぶしたトレーシングシートをかぶせ，この地域に自衛隊関連の土地が多いこと，演習場は広大な敷地であること，自分たちの居住地域とさほど離れているわけではないこと，などをあわせて示す。その後，問題 5 を読み上げ，挙手で選択状況を確認する。

他，図〔当時の島松演習場と野崎牧場〕を大判にしたものを掲示し，適宜利用する。

〔記録〕 視聴覚教室にて授業が行なわれた。



〈図 視聴覚教室席配置〉

まず，前時の最後（問題 3）の結果をプリントにしたものを授業者がよみあげた。その後，問題 4 の選択肢を掲示した大判用紙をさしながら，問題 4 に入り，挙手で回答を確認した。

問題 4（8 頁）回答結果（挙手で確認）：

①大会社の工場… 1 人 ②政府の一機関… 3 人 ③隣の牧場… 0 名 ④温泉開発… 5～6 名

その後，演習のビデオを流した。実際に使用した映像は，陸上自衛隊の PR ビデオ（激しい騒音

と地面がむき出しになっている映像(約3分程度)であり、B教諭により用意された⁶²⁾。

授業者は、野崎牧場の当時の写真をプロジェクターに映し出しながら、ビデオ(陸上自衛隊PRビデオ)の音のみを聞かせた。

授業者：これ音だけだけど、震動も入ってくると思うよ、本当は。敵が見えてきましたか？ 何がうるさいかわかってきた？

その後、映像も陸上自衛隊PRビデオに切り替えた。教室中が静かになり、映像の戦車の爆撃・移動に子どもたちは画面を食い入るように見入り、啞然としていた。その間3分程度だったが、教室は嘆息の声以外聞こえなかった。その後、プリント8、9頁(両面印刷)1枚が配布され、簡単な略年表をホワイトボードに書きながら次の解説がなされた。

授業者：あのね、映像見ながら音聞いていると予測が立つんですけど、暮らしてる人には今何やっているか見えないで音とか聞いてますからね。答えは、②。「政府の機関」としての自衛隊が柵の隣でこの練習、演習って言うんだね、部隊ではね。演習を始めたんですね。「自衛隊の成立」、()して空けてあります、今配ったプリント。何年のことですか？ あ、こっちの方(*9頁を指して)見て。はい、これ西暦何年？ 自衛隊の成立。「50…？」

子ども：「4」。

授業者：正解。1954年が、自衛隊の設立年。いい？ 1941年、野崎さんが牧場を開いたの。牧場オープン！ で、しばらく戦時中で、物資が不足したりしながらも、1945年、戦争が終わって、日本軍は解散になりました。そして、前の時間に紹介をした、とってもハッピーな野崎さんちね。お父さんお母さんがクラシックを聞いたりですね、パンを焼いてくれたりっていう日々は、こちらへん(*略年表内の1945～1950年)。幸せ～に暮らしてた。そして1954年、自衛隊っていうのが設立される。実際は、この自衛隊ができるちょっと前、GHQなんかも出てくるのかもしれないですけどね。1954年に自衛隊っていうのが登場して、この音がやってきて苦しみになるわけです。パンを焼いてくれるはずのお母さんは、病気になって札幌行っちゃいました。お父さんはモーツァルト聞きたくても難聴になっちゃったって話ですよ。そういう生活になったっていうことなんですね。で、前にみなさんに読んでもらった手紙なんですけど、自衛隊だっていうことを伏せた手紙にしてありましたので、今日配ったその手紙が実際に新聞に掲載された手紙です。ちょっと読んでみますね。

その後、授業者が9頁の「自衛隊の大砲の音」を全文読み上げた。

〔分析〕 被害の発生主が自衛隊であることを伏せた1時間目のあとに2時間目冒頭で衝撃的な映像とともにその正体を明かした時の子どもたちのショックは相当なものだったと考えられる。それは2時間目の「学習記録」の「今日の感想」(後述)にもあらわれている。

〔解説—10～11頁〕 10頁：問題5の正解。島松演習場の歴史として、野崎牧場移転前に旧帝国陸

軍演習場として設置されたが、当時は比較にならぬほど軽微な演習であり、終戦直後は一時的に農地になったがすぐに占領米軍演習地となり、朝鮮戦争勃発後に演習の規模が徐々に大きくなったこと、そして自衛隊に受け継がれいっそう演習規模が大きくなったことを示す。

11 頁（問題 6）：被害の加害者が自衛隊であることを前提に、野崎牧場の支援策「あらゆる手段」（野崎美晴さんの投書の言葉）を自分たちで考えるよう指示する。

〔進め方〕 10 頁は授業者が読み上げ、11 頁（問題 6）はプログラムにもある「支援隊のスローガンは～」を拡大したものを掲示しておく。

〔記録〕

問題 5（10 頁）回答結果（挙手で確認）：

- ①日露戦争直前…0 ②満州事变直前…0 ③真珠湾攻撃直前…1 名
- ④ GHQ 占領開始…2 名 ⑤自衛隊成立直後…多数

回答を挙手で確認した後正解を述べ、10 頁を配布して、図〔当時の島松演習場と野崎牧場〕⁶³⁾（9 頁）の拡大図を用いながら読み上げた。

問題 6（11 頁）

授業者：さて、ここからです。みなさんに考えて欲しいことがあるわけです。野崎さんは、相手が自衛隊さんだということもありましたけど、もうとてもじゃないけど耐えられない。どうにかして欲しいと思ってるわけですよ。どうにかしてもらいましょう。あなた方言いましたよね？ 音源止めてやる！ ぶっ飛ばしてやる！ 色々言ってきましたよね？ うるさい相手に対しては。さて、どうするか!? っていうことで、この裏（* 11 頁）。あなたの考える、まあこれでね相手が明らかになったのでね、前回相手は温泉掘ってるのか!? っていう程度でしたが、今回、自衛隊さんです。自衛隊さんに対して、どういうふうに野崎さんの願いを叶えていくか。野崎さんと共に何かするということを考えて、アイデアを書き出してください。先ほど（* 1 時間目問題 3 の回答結果を指す）出た数々のアイデアが活きるかどうかですね。気分を盛り上げるために BGM をかけてみたいと思います。あまり音でかいといやでしょ？（* プロジェクターにきれいな野崎川の映像と、バックに演習の激しい音を流す）ちなみに、これきれいな野崎川ですけど、この音が始まってから、こうなりますから。なんの役にもたたない川ですね。絵空事ではなくね、事実あったことです。これかなり軽い音のほうですよ。実際は戦闘機が上空を通過して耐えられない音ですよ。（* 自衛隊の映像を写して）どうします？「うるっせんだよ！」って言っても、相手これ（* 戦車の映像を指し）ですから。考えられること頑張って考えてくださいね！ 本当にやれることだよ。本当に自分が実行できそうなこと。

このあと、1 時間目問題 3 の回答（被害の発生主を伏せたままの対策案）分類結果を大判用紙に記載・掲示、それと比較しながら問題 6 の回答結果を各自にあてながら、野崎牧場への支援策

が披露・確認された。

〈1時間目に考えた対策案(問題3)(分類結果)(大判用紙で掲示)〉

苦情を言う 警察を呼ぶ 住民運動, デモ・署名・抗議集会 北海道に訴える
国に訴える 裁判起こす, 損害賠償・立ち退き 直接行動, 破壊など 仕返し 引っ越す

授業者が子どもを指名し各支援策を上記大判用紙の上下左右に書き込みしながら, 全体の「支援策」を整理していった。それぞれに相当する支援策案が出されたが, 「警察を呼ぶ」支援策を立てた人は授業中の挙手で確認したところ一人もいないこと, すなわち, 1時間目の被害発生主が伏せられたときとの違いの一つを授業者が授業中に早々に確認している。

最初に指名した子どもは, 「署名, 抗議, 座り込み, 裁判, 乗り込む, 団体作る」と立て続けに発表した。なかには, 「え? 全部言っているのですか?」という子どももいて, 次々に「訴える, 座り込む, 原爆投下, ヘリコプターをぶんどって特攻隊をやる」と裁判他過激な実力行使策を数々挙げたあと, 「現実をのみこむ」と締めくくった。

〈問題6(11頁)回答結果(B教諭分類・書き込みに筆者が加筆)〉

大演習場を牛とかの糞と尿ででっかい水溜りにして, 戦車とか走れないようにする。戦車の砲が出るところに糞をつめる。戦車の中を糞で埋め尽くす。使えるものは使う。
引っ越す。味方をつけて話し合う。
戦闘機に時限爆弾。天然記念物を繁殖させ, 森林保護区に仕立て追い出す。
引っ越す。署名集める。知事に頼む。
知事に言う(牛と共に)。軍隊などかまわず, 牛と共に突っ込む!
牧場ごと引っ越す。
署名活動を行う。ストライキ。下から上に爆弾を投げまくる。ひたすらどっかに逃げる。戦車で人を轢く。
牛に乗って立ち向かう! 引っ越す
まわりに迷惑をかけるな!!と集団で演習場へ行く。
みんなで訴える。総監を呼んで人質にする。それで説得し演習をやめてもらう。
ポケモンの体当たりと, 石ころと見せかけた牛のうんこと, ポケモンのピカチュウ10万ボルト。あと, スライディングと, てろてろにすると...
裁判をする。
訴える。座り込む。やっつける。原爆投下, ヘリコプターをぶんどって特攻隊をやる。現実を飲み込む。
おら〜! てめ〜! 引っ越す
裁判を起こす。
やり返す。人権侵害だーとか言う。引っ越す。
なぐりこみできる相手ではない…。まず話あうべきだと思う。自分と同じ気持ちの人と仲間になって, 文句を言う。聞いてくれなかったら署名を集めたり, 裁判で闘う!
政府に訴える。市民で団結して止めさせる。大勢で演習場に行き, じゃまをする。引っ越す。
裁判をおこし, 自衛隊を訴えよう。
自衛隊のかっこうをして, 一緒に活動して, 農業はやめる。
強行手段で止めさせる。座り込みしたら, キャタピラによって殺されそうだから, もうあきらめて逃げるしかない。
仲間を集めて団体を作る。署名を集める。のりこむ, 座り込む。
署名を集めて裁判所に持っていく。政府に言う。

【分析】 国家に生活を侵害させないために、実に多くの具体的支援策が一人複数出された。

裁判に訴える（５名）、人権侵害である（１名）、などは、人権の問題であることが徐々に見え初めていることを示している。団結や署名などもみられ、そこには主権者の顔があらわれ始めている。同時に、いわゆる実力行使策が問題３（相手がみえないままの対応策）のときよりも具体的に相手ゆえか一部過激になっている。

問題３（相手が不明のまま対応策を考えた設問）の回答結果と比較すると、授業者が授業中早々に確認していたが、相手が自衛隊だとわかると「警察に言う」に類似する支援策は皆無だった。さらに、問題３では「引っ越す」（移住する、移動するなど含め）は４名だったが、問題６では他の策も考えつつも「引っ越す」「逃げる」「あきらめて逃げる」などが９名に上った。それだけ相手が太刀打ちしにくいということが子どもながらに分かっているのだろう。裁判所に訴えることを考えた人は、問題３では８名、問題６では５名に減少した。これは裁判所が自衛隊について憲法判断していないことを先に社会科で勉強しているからではないか。

問題６を子どもたちが考えている間に、野崎牧場ののどかな映像と、自衛隊演習の騒音をバックに流したのはきわめて効果的だった。子どもたちは苦悩しながら支援策を考えていた。「学習記録」の「今日の感想」（後述）からは、２時間目最初と問題６回答最中にながれた演習の騒音のひどさをあらためて感じ、野崎牧場の苦痛を多少なりとも実感し、演習被害に対する自衛隊への抗議の気持ちをうかがい知ることができる。

【解説—12, 13 頁】 12 頁：野崎さん一家が実際に行なった演習被害にたいする対策の主なものを時系列で示している。対策の結果（効果）を“⇒”のあとに記載している。下線を付したうち、実線は対策を、点線は対策を行なった対象につけた。17 点に及ぶ多様な対策を多様な相手に行なったこと、あわせて、問題６「支援策」で考えた（であろう）こと（に類似する）の大半（あるいはそれ以上）を野崎さん一家が実際に行なったことを伝える。特に 17 点目の電話線切断は「恵庭事件」の直接の起訴事実となったが、切断行為そのものは一連の演習被害対策の一環であることを示すことにより、電話線切断だけの特殊な行動ではないことが理解される。

13 頁：12 頁 17 点目の電話線切断の結果は“⇒”に続いて“？”を付し、問題７でその結果（被害は止んだか、牧場はどうなったか）を選択肢から考える。

【進め方】 12 頁は授業者が読み上げ、17 点目のあと“？”が記載されていることにふれて、すぐに 13 頁 問題７にうつる。

【記録】

問題７（13 頁）回答結果（挙手で確認）：

①被害は止んだ… 0 名 ②野崎さんが裁判起こした… 2 名

③被害はやまず引っ越した… 7～8 名 ④切断した野崎さんが訴えられた… 2 名

【分析】 問題７で電話線の切断により「被害が止んだ」とは誰も考えなかった。17 項目もの対策

(13頁)とほぼ解決に導かない結果ばかり示され、効果的な結果は望めないとの判断だろう。③「被害はやまず引越した」の選択者がもっとも多かったことから推測できる。一方で、②「野崎さんが裁判を起した」、④「切断した野崎さんが訴えられた」の選択者が少数いたことは、何らかの形で司法の登場あるいは利用が頭に浮かんだことを示している。特に②は、対策に一度も裁判がなかった(問題3, 6では子どもたちからあげられた)ので、今度こそすでに社会科で学んだ「基本的人権を保障させるための裁判を受ける権利」が行使されたと考えたのだろう。

【解説—14頁】 問題7の正解として、野崎さんが自衛隊法で起訴されたこと(④)を新聞記事を用いて示す。あわせて起訴された自衛隊法121条と告訴されたときの刑法261条の違いを示す。

【進め方】 配布して授業者が読み上げる。

【記録】 時間配分の関係上、授業者の判断で14頁の代わりに[1963(昭和38)年3月8日 北海道新聞より]の記事のみをスクリーンに大きく映し出し、「野崎さんが自衛隊法違反で起訴された」ことを以下のように声高に伝えて授業を終了した。

授業者：「自衛隊法違反で起訴される。恵庭、射撃通信線切断の兄弟。」

生徒：えっ？ えっ？

授業者：④！

生徒：えー!?

授業者：④。野崎さんがちょん切った罪で、自衛隊に訴えられました。

〔2時間目全体の分析〕

野崎牧場への支援策を自分たちで考えたうえで、当事者である野崎牧場の人々による対策一覧を知り、そのうえ野崎さんが対策の一つで起訴されたことを知り、教室ではどよめきが起こったが、そのどよめきの意味するところを含め、以下の感想に表れている。

＜2時間目の感想 「学習の記録」の「今日の感想」より 筆者が確認できた範囲内＞

自衛隊は国民を守るのも仕事なのに…。自衛隊の存在が国民を苦しめているなんて。
野崎さんって思い切ってるよね。電話回線切ったり、大砲の前に立ちただかったり、なのに起訴されて…人生波乱だー！
野崎さんの要求に対して、無視したり、すぐに元通りになったり、お子ちゃまだな国は。しかも電話線切られて、待ってましたとばかりに起訴したり、やっぱり戦争が好きな人は汚い。
自衛隊は国の権力で、野崎さんを訴えていた。少しは国民を考えるべきだと思う。
絶対、野崎さんは悪くない。かわいそう。
引越すって言っても、牛とかもいるから、そんな簡単に引越せないじゃん！ てか、自衛隊が悪いのに、なんで野崎さんが訴えられなきゃならんの？
この前の授業の時は、幸せにくらしだったのに、自衛隊が原因だったとは…。絶対に演習場なんかの音がいい訳ないし、たくさん訴えたのに、最後に野崎さんが訴えられるなんて悲しい。
自衛隊って日本でしょ？ 日本は何をやってんだよ！
ありえなーい！ 電話線ぐらいなんなんだ、というかんじ。変な時代。
あの音がすごく印象に残った。野崎さん一家はすごいいろんなことをして頑張ったんだな。

自衛隊最悪。小さな抵抗もけっこう効くんですね。
政府が何かやってんだろーなーとは思ったけど、まさか自衛隊の大砲射撃演習だとは思わなかった。逆に訴えられるなんて思わなかった。人とか牛とかが具合悪くなってんの、なんで知らんぷり!? 人権とかはどうにもなんないのでしょうか…?
こんな音をずっと聞いていたらノイローゼになりそう。

被害を受けたことはもとより野崎牧場の人々が多くの対策をしたことに「頑張ったんだな」と評価したものや、訴えられたことについて「かわいそう」と素直な感情を表したものもあり、自衛隊（国）が国民の人権を考慮していない起訴に対しての抗議も表されている。

また、苦悩もみられる。問題6に「牛に乗って立ち向かう！ 引っ越す」と書いた同じ子は、感想で「引っ越すって言っても、牛とかもいるから、そんな簡単に引っ越せないじゃん！ てか、自衛隊が悪いのに、なんで野崎さんが訴えられなきゃならんの？」と、事態に困惑している。さらに、「人権とかはどうにもなんないのでしょうか…?」（感想より）や「人権侵害だー」（問題6回答）などが出始め、演習被害が人権侵害であることを主張し始めている。

〔3時間目〕

〔解説—15・16頁〕 15頁：恵庭事件の公判（一部）とそれを支えた人たちの活動（現地調査・傍聴券確保と学習会のための泊まり込み・援農）を示し、この裁判（運動）の重要性を伝える。その後下記に概要を示した裁判劇にうつるが、シナリオをキャストに事前配布し、読んでくるようお願いし、他の子どもには当日全員に配布する。

裁判劇：本稿ではシナリオの全場面の名称とその一部を示し、全文は省略する。

第1場面：起訴状朗読

第2場面：弁護側からの説明の要求

第3場面：被告人の冒頭陳述・弁護人の意見陳述

第4場面：検察側証人の尋問（被告人の有罪・無罪を立証するため）

第5場面：弁護側証人の尋問（被告人の無罪を立証するため）

証拠調べに入ろうとする裁判所に弁護側が異議申し立て、野崎氏は「軍事裁判を拒否」する

第6場面：最終論告・求刑（検察の役目）

（途中まで 続く 17頁でその後求刑の一部が禁止されたことを解説）

第7場面：最終弁論（弁護側の最後の弁論）

この作成は、筆者の上記7つの場面の全セリフと解説を含めた原案をもとに、B教諭が裁判官が弁護人・被告人・検察官を呼び出すセリフの付加と簡素化・平易な用語に置き換えがはかられ、さらにそれに筆者が噴出しで場面ごとにそのポイントや必要に応じてセリフの解説をつけた。

〔検察側〕 自衛隊（法）は 合憲であるから、 自衛隊法 121条違反で 有罪！	〔弁護側〕 自衛隊（法）は 憲法違反 であるから、 無罪！
---	---

＜「弁護側」「検察側」主張＞（大判用紙で掲示）

裁判劇すべてが終了後、各自による「判決」（問題 8）に 7 分間費やした。授業者と見学していた筆者がともに教室中をまわり、回答に悩んでいる子どもたちに、選択肢のどれが自分の意見にあうかを考えるようにアドバイスしてまわった。問題 8 回答結果の確認は、まず裁判官役 2 名の「判決」を発表し、その後、挙手で確認された。

問題 8（16 頁）回答結果（挙手で確認後、回収した結果）：

- ①自衛隊・自衛隊法は 9 条違反ゆえ無罪… 6 名
- ②電話線は「防衛の用に供する物」にあたらないので無罪… 5 名
- ③正当行為ゆえ無罪… 9 名
- ①②③すべて… 1 名
- ④電話線は「防衛の用に供する物」であるので有罪… 2 名
- ⑤その他の法律を根拠に有罪… 0 名

＜問題 8（16 頁）回答結果＞

選択肢	理由
①	自衛隊の光矢作戦もそうだし、位の高い人が自衛隊は軍隊だと認めたから。軍だったら憲法違反だ一なので。
①	自衛隊の範囲が海外にいつてしまったりしていて、「防衛」ではなくなっているから。
①	元最高統括が自衛隊は「軍隊」と証言してしまったから。
①	確かに野崎さんは自衛隊の所有している物を損害したがまず自衛隊が憲法 9 条に違反した。←違反したことは何よりもつみは重いと思います。←違反しすぎ♡よって無罪。
①	自衛隊は約束を守らず事前連絡なしに演習したりするなど、野崎さんたちの平和をうばっているから。
①	自衛隊は軍隊だから野崎さんは無罪です。射撃演習は防衛のための演習だけど逆に攻撃する演習でもあると思う。自衛隊は武力の行使ということで違反だと思います。よって野崎さんは無罪です。
②	電話線は次の日には使えるように修理されていたので電話線が切断されても自衛隊には影響していないから。
②	電話線を被告人が切断しても普通に使用できたから買い換えなくても十分使用でいたので自衛隊の損害はないから。
②	どうかんがえてものざきさんは悪くない
②	電話線は結局使えたから。それと防衛に関係ないと思う。
②	（＊白紙）
③	電話を切らずに、自衛隊の連絡が続けば、生存権と経済活動の自由を国や国民を守るはずの自衛隊が野崎さんからうばった。よって無罪。
③	するべきことをしたまでだ！
③	自衛隊のくせに国民を守っていないと思ったから。

③	野崎さんのしたことは、やむおえずしたことになるかもしれない。
③	だって「のざき」さんは、悪くないじゃん。ぐんたいとか役に立たないし…
③	(※白紙)
③	自衛隊のせいで、仕事に支障がでて母も死んでしまった。…自衛隊に殺された。って言っても良いと思う。自衛隊が野崎さんの話をちゃんと聞いてそのとおりにしてればこんなことにはなんなかったと思うし。
③	野崎さんは何も悪い事してない。ただ自衛隊が野崎さんに <u>大きな被害</u> (人権しんがい)をくわえている。
③	損害額は0円で、やくそくの事前連絡も無く、逆にせいぞんけんをおびやかしているから。
①②③	自衛隊がわるいから。
④	やっぱり、電話線を切ったのは、わるいから。
④	無罪だったら電話は防衛用ではないと言ってるけど、そんなこと証言ではいっていないので有罪だと思う。

〔解説—17頁〕 刑事裁判では検察による論告・求刑がなされるが、恵庭裁判ではその一部陳述禁止が裁判所により決定され、公式記録に検察の求刑は載せられていない。

検察が論告・求刑を行なおうとした(第6場面)矢先に、弁護人から異議申し立て(起訴取り下げの要求)があり、それに対して検察は取り下げないというやりとりを示した続きとして、17頁では、検察は最終論告・求刑のなかで、第一「公訴事実について」第二「自衛権と憲法第9条の解釈について」第三「自衛隊法の合憲性と違憲立法審査権の限界について」まで進めたものの、第四「情状および結論(求刑)」に入る矢先に、裁判官から撤回の勧告、ひいては陳述の禁止がなされたことを示す。

なお、判決の判断(問題9)に影響を及ぼさぬよう、この事実は問題9のあとに示した。

〔進め方〕 授業者が読み上げる。

〔記録〕 配布途中でチャイムが鳴ったので、授業者が簡単に説明して終了した。

〔3時間目全体の分析〕

問題8は3時間目の到達点である。無罪の選択が圧倒的多数だったが、なかでも③正当行為ゆえに無罪、の選択者が最も多かった。公判では正当性の立証機会がないまま、自衛隊の実態調査も途中で打ち切って論告求刑に入ったため、原告側の抗議によりその一部が禁止される事態になった。このことは、何よりも子どもたち自身が「正当行為であった」と考えたゆえである。理由として「電話を切らずに、自衛隊の連絡が続けば、生存権と経済活動の自由を国や国民を守るはずの自衛隊が野崎さんからうばった。よって無罪」「逆にせいぞんけんをおびやかしているから」など、具体的な権利の名称をあげて人権侵害すなわち、人権の観点からみた憲法問題であることをはっきり意識し始めている。また、②を選択した子どもの感想(後述)にも「生存権を守るためにしかたないと思った」とある。③の理由はほかに「やむおえずしたこと」「野崎さんは、わるくないじゃん」などあり、自ら野崎さんの行為の正当性を判断している。

①②③のなかで選びきれず3つすべてを選択した1名の理由は「自衛隊が悪いから」である。選択肢の「根拠」などに目もくれず、被害者は野崎さんであるとの強い意識に基づくものだろう。

④(有罪) 選択者2名の理由は「やっぱり、電話線を切ったのは、わるいから」「無罪だったら電話は防衛用ではないと言ってるけど、そんなこと証言ではいっていないので有罪だと思う」とある。特に二人目は「学習記録」の「感想」で「自分だけ有罪だったけどこれはまちがっているのかなあ？ 実際の判決を早く知りたい」と書き、圧倒的に少数派であることに不安を感じつつ、興味が引かれていることがわかる。この子どもは裁判劇で自衛隊員長谷川証人を演じている。

なお、選択肢⑤「その他の法律」は、刑法261条の記述(14頁)にふれなかった(配布しなかった)ため、選択者無しは当然である。しかし、電話線を「器物」(刑法)とみるか、「防衛の用に供する物」(自衛隊法)とみるか、「この裁判、電話線にこだわりすぎだと思う」(②を選んだ一人の子どもによる授業プログラム全体の感想…後ほど記載)「電話線にこだわるその精神」(同じ子どもによる4時間目「学習記録」内「疑問、つつこみ質問」より)、という言葉に端的にあらわれている。検察側の起訴方針への批判とも、自衛隊側の公訴への批判ともいえよう。

問題16の選択肢について、授業終了直後にB教諭から、無罪か有罪かその根拠は——という流れではなく、先に根拠の選択肢を提示してそれを選択させたほうがいいのか、と指摘を受けた。

＜3時間目の感想 「学習記録」の「今日の感想」 ほぼ全員回収・確認＞

結びよく、自衛隊側が悪いと思う。そして、なんのために自衛がいるのかわからなくなった。
裁判の判決って難しい…。でも、今回は違憲認めちゃってるし、野崎さんの行為は正当だと思ったから無罪やあー！
自衛隊は今でもいろいろと問題になってるけど、戦力なら、自衛隊はすぐ解散するべきだし、いろんな人が憲法いはんになるのかな～!? でも、今も自衛隊はあるし、海外にもいってる…。
有罪か無罪かを決めるのはむずかしい。有利と思ってつれてきた証人だったのに逆にだめだった。
求刑がないというのは珍しいものだった。野崎さんの電話線切断については生存権を守るためにもしかたないと思った。
弁護人はいい人を証人にもってきたなあと思った。もし、ちがう人だったら有罪の可能性もあったと思う。
昔の人は大変なんだなって思った。
むざいー。こないだ裁判所の前通ったー。デカかった。
今日の裁判をみていて、意外な展かいになる所があつてびっくりしました。その後も何回も裁判がつづいたみたいだけど、自分的にも、はんだんするのは難しいなとかんじました。(有罪か無罪)
自分だけ有罪だったけどこれはまちがっているのかなあ？ 実際の判決を早く知りたい。
野崎さんの応援で人めっちゃ来るとかすごいと思った。あんな人数実際に多いんだったら…検察側まけるんじゃない？
がんばった。けっこうわかった。
ぼうちょうせきがよかった。(笑泣)
おもしろかった。
自衛隊は国の防衛より自衛隊の防衛しているようにきこえました。
今日は裁判をした。うち是有罪にした！ けっこう話的にはむずかしかった。
次のじゅぎょうたのしみ
野崎さんは無罪だと思う。電話線買いかえずに使えたんだし…。損害額は0円。しかも、暴行までされてる。逆に自衛隊がうったえられるべきだとゆりは思う。
裁判ってこんな感じなんだってわかった。野崎は無罪だと思う。

何かすごい咬みまくった。でもやりがいはあったかな？
むずかしかった。
なんだか自衛隊が軍隊なのか軍隊じゃないのかわからなくなってきた。「防衛の用に供する物」の中に電話線は入らないような…。
○君がカミカミでおもしろかった。

さらに、選択肢は自衛隊違憲(①)を選んだ子も『「防衛の用に供する物」の中に電話線は入らないような…」と選択肢②に相当する考えをもつことがわかる。このように選択は一つとしたが、複数選ぶよう指示すれば多くの子どもたちが複数選択の結果を出したかもしれないほど判決の選択は難しいが、裁判劇も含めて「おもしろかった」「次の授業たのしみ」(判決選択欄は空欄にもかかわらず)などあり、子どもたちの知的好奇心をかきたてたことがわかる。

また、この時間は「学習の記録」の「疑問・つっこみ質問」には、「自衛隊法ってのはじめて知った！(父自衛隊なのに…)」「自衛隊は結局違憲なんですか。」「自分はずっと、自衛隊は国・国民を守るためにあると思ってたぶん、有ざい意外はないと思ってた。でも、…自衛隊の証言はあいまいだと思う。」「次は何の裁判？ 3つめの裁判やりだ。」など、自衛隊についての興味や意見が多くよせられた。また、自らが自衛隊員の父をもちながら、冷静にみていることがうかがい知れる。

[4時間目]

[解説—18頁] 判決が全国的な注目を集めていたことを、新聞の全国紙の記事見出し(判決5日前「自衛隊に初の憲法判断」と当日の記事「恵庭事件きょう判決」)や、判決当日のテレビ欄(現地中継や、解説番組が組まれている)から示す。裁判長が自衛隊の憲法判断を行なう見込みや、自衛隊違憲判決が出た時の北部方面総監の準備を伝える記事を含む。

[進め方] 授業者が読み上げる。

[記録]

授業者：恵庭事件の勉強も4時間やってきました。最初の頃の勉強覚えてるでしょうかね？
 なんかまさかこんな話になるとは、みたいなのどかな生活を紹介して、まあ幸せについて考えてきたんですが。前回、それが裁判になりました。40回以上にわたる裁判をみなさん1時間に縮めて経験してみたわけなんです。今日いよいよ判決を下す。(*中略)では、裁判判決を迎える日の様子を紹介するところから始めます。(*18頁配布)1967年になりました。1番最初の授業で野崎さんの生活が、って言ってたのは戦後すぐくらいですから、1940年代後半から50年にかけての頃を1時間目はやってたのね。で裁判になって、裁判が何回も何回も続いているうちに1967年。3月29日の判決が出るという、その日の新聞報道などを紹介します。

このあと、判決の「現地中継」番組の予告記事と関連させ、「テレビクルーが押しかけて生中継を」し「判決出た後の、ほら、例の(*法廷から駆け出して「無罪」「有罪」など判決を知らせる

ための紙を縦に広げる動作）これですよ。『出ましたー！』みたいな。これ生中継するための、テレビ屋さんまで駆けつけてるということで、もう全国の注目の的になっている判決がいよいよこの日、下るということになりました。」と述べ、法廷での判決に興味を喚起した。

〔解説—19 頁〕 判決の実際とその理由を示す。40 回にわたる公判での争点と（図式化〔40 回の公判での議論〕⁶⁴⁾、判決が自衛隊の合・違憲判断はせずに、切断された電話線が自衛隊法 121 条の「防衛の用に供する物」ではない（「武器、弾薬、航空機」と同じようなものではない）から無罪（図〔実際の判決 公判 41 回目〕⁶⁵⁾）、とされたことを示した。

問題 9 は、この判決に対して野崎さんがどう考えたかを問う。

〔進め方〕 授業者が図〔40 回の公判での議論〕・〔実際の判決 公判 41 回目〕を大判にした用紙の必要箇所を指示しながら読み上げ、問題 9 にとりかかる。

〔記録〕 「札幌地方裁判所の判決」（19 頁 2 ～ 5 行目枠で囲まれた部分）は裁判劇で裁判官を務めた 2 名を指名して読み上げてもらった。

授業者：確認します。（*野崎さん役の子どもをみて）野崎さんおめでとうございます。無罪です。理由は、ここに書いてある通り、「自衛隊法違反」と検察側が起訴したことに関して、自衛隊の防衛の用に供する電話線ではなかったという判断で、無罪です。検察側、（*検察役を演じた子どもをみて）検察側、負けました。いいですね？ わかっていますね？ 以上です。前回の裁判のことをじわ〜っと思い出してください。弁護側は、自衛隊法云々よりも前に、憲法違反なんだからそもそもこの罪が成立しないということで闘って、当然の無罪を勝ち取るつもりでした。検察側は、自衛隊は憲法違反ではない、合憲だっていうことで、自衛隊法違反。有罪っていうことで押していったんですね。判決は、自衛隊法違反ではないので、無罪。という結論ができました。

以上を持ちまして恵庭事件の裁判を終了し、野崎さんはお家へお帰りください、傍聴のみなさんもさようなら、これで終了になりました。

授業者はこう述べたあとに問題 9 に進んだが、問題文の他に「野崎さんが前回の裁判でね、最終弁論で何語ってたとかかね、思い出しながら答えて」と指示した。回答確認は、野崎兄弟役（2 名）、弁護士役（2 名）の順に指名して選択結果を聞き、その後で全員の分を挙手で確認した。

指名した 4 名は全員②を選択した。理由は、

野崎さん役 ②（理由）無罪でもお母さんが死んじゃって帰ってこない

野崎さん役 ②（理由）自衛隊に対して怒ったのに自衛隊には何も罪が無い結果

弁護士役 ②（理由）無罪になったけど騒音がなくなるということは言っていない

弁護士役 ②（理由）自衛隊が違憲なのか合憲なのか一切ふれていない であつた。

問題 9（19 頁）回答結果（挙手で確認）：

①嬉しい… 0 名 ②嬉しくない… 多数 ③その他… 0 名

〔分析〕 問題9では、野崎さんがそれまでに受けた数々の被害や判決から鑑み、野崎さんがのぞんだ結果ではなかったことは、すべての子どもたちに予想された。

〔解説—20, 21 頁〕 20 頁：判決直後の被告側、裁判官、検察官、さらに自衛隊の「思い」を、直後の談話などから示す。特に無罪なのに検察官が喜んでいる様子は一般の刑事裁判では異例である。その後、有罪の判決を得られなかった検察は控訴せず、無罪確定となったことを示す。

問題 10：無罪判決確定後に野崎さんは抗議要求をし続けたか否かを考える。

21 頁：問題 10 の正解として、抗議要求をし続けた (②) ことの具体的な内容 3 点とその成果 (結果) を、具体例を用いながら牧場および全国の基地問題の現状の結果として簡易な表にした。なお、この時点で野崎牧場が補償を得たかどうか確認できなかったゆえ⁶⁶⁾、補償問題については野崎牧場が具体的にどのように補償されたのかは水問題を除いて明記せず、基地問題全体や恵庭の一例などを素材に作成した。

〔進め方〕 授業者が読み上げる。問題 10 の回答結果を確認する。

〔記録〕 問題 10 (20 頁) 回答結果 (挙手で確認)：

①抗議要求をやめた… 2 名 ②抗議要求をし続けた… (多数)

他に、プログラムでは設定していないが、授業者が「野崎さんだったらやるかもしれないけど、自分だったらどう？」と尋ねると、①(抗議要求をやめる) は被告人となった野崎さんの役を務めた二人を含めて数名、②(抗議要求を続ける) も数名みられた。

〔分析〕 問題 10 の回答結果は、演習被害の何度にもわたる対策を知り、自らも支援策を考えたいと、野崎さんがあきらめなかったであろうことと、演習がなくならないという根本的問題は未解決であることに注意が向けられたゆえである。

〔解説—22 頁〕 野崎さんにとってこの裁判は、権利闘争であったこと、その原点には憲法があったことを示す。さらに、野崎牧場がその後、日本一の優秀な牛をつくり、北広島に移転して美味しいハムやソーセージを作る店となったことなど、幸せにしていることを示す。

22 頁は、原案では憲法にふれず、続く 23 頁で初めて憲法を持ち出していたが、B 教諭から、野崎さんがよりどころにしたのが憲法であることを続く 23 頁に入る前のこの 22 頁で示したほうがいい、とアドバイスを受けて改訂したものである。

〔進め方〕 授業者が読み上げる。

〔分析〕 4 時間を通じた感想 (後述) では、「恵庭裁判判決後」の変化 (結果) に注目し、「よかった」という感想がみられる一方で、依然として問題が解決していないことに 9 条を取り巻く社会の複雑さを感じとった様子がうかがえる。

〔解説—23 頁〕 問題 11 は、野崎さんが幸せを守るために根拠とした憲法の条文、すなわち平和的

生存権（の言葉そのものは出さないが）の根拠となる条文を考える。最後に4時間を通した感想を記入する。

〔進め方〕 授業者が読み上げる。

〔記録〕

授業者：えーと、今配ったプリントの上の部分の作業を頑張ってやって。これ何かというと、最後に紹介したように、野崎さん憲法勉強しながら闘ってきましたよって言うんですね。じゃあ野崎さんが、「自分たちの生活を守れ！」とか主張してくるのに、それを支えてきた憲法って何だったか。野崎さんがよりどころにした憲法の条文はどれだと思いますか。前文を、前文も含めて条文のナンバーとそのタイトルや、その憲法の中に入っている言葉を、「この言葉が野崎さんの頑張りを支えたな！」と思うようなものを、公民教科書の後ろの方の日本国憲法の資料あるよね？そこを読みながら、考えつく限り、1個や2個じゃないと思うんですよ、野崎さんを支えた憲法の条文ね。考えつく限り書いていってください。それが書きあがりましたら、最後感想を書いてください。

「え〜、難しい」などと最初は難色を示した子どもたちであったが、徐々に教科書をめくって、条文を書き進めていった。教科書を持参していない子ども（7名）のために、全文（教科書巻末資料に掲載）必要なことは授業者に事前に伝えたが憲法第3章までがコピーして配布された。

（＊相談している様子の一例）

子ども：社会権、社会権。

子ども：32条じゃない？（＊周りと相談しながら問題に取り組む）

授業者：1つ、2つよりも、もうちょっと出るかもしれないよ？考えてみてね。あの一、自分だったらこれ使うなあ、このセリフちょっと訴えるのにいいセリフ!?って思うようなやつを考えてみてください。（＊その後、子どもたちの記入をみてまわる）

授業者：おお、ずいぶん出たね。

子ども：はい！

授業者：いいね、いいね。

なかには、「もう何書いてるのかわかんない。意味わかんない」と悩む子もおり、授業者は子どもたちにアドバイスして教室中をまわった。問題11と感想記入をあわせて10分程度が費やされた。

問題11の回答結果は、本稿第4章で示す。

<4時間を通した感想>

自衛隊を裁くのは、本当に難しいことだと思う。自衛隊がいなかったら外交やアメリカとの関係は上手にいかないし、もし平和主義国でなくなった時のことを考えると、なければいけないそんざいだと思う。でも、その一方で、生存権をうばわれかけながらも、生活しなきゃいけない人がいることをおぼえておきたい。
うーん…なんか裁判やら憲法やらだー。40回もー。自衛隊って違憲なのか合憲なのか、どっちなんだろう、でも野崎さんすごい。判決終わっても要求し続けて、その結果工事とか交付金もらえたりして。こういうとき、憲法があつて良かったなと思います。
自衛隊と憲法は最近よく問題になっているけど、何十年も前から、自衛隊は憲法違反じゃないのかっという声が出てたのを知って、今まで裁判所や国は自衛隊の違憲について、スルーしてきたのかなーと思った。野崎さんは牧場を立派にたてなおしてきてえらいと思う。野崎さんみたいながんばり屋さんが日本でもっとふえれば、今のでろでろ社会もちょっとは変わるかな？
野崎さんたちは自衛隊の合・違憲かどうかについてのことを一生懸命やったのに裁判所はこれに全くふれず裁判を終えたのはひどかった。でもこの裁判のおかげで水など通ったり前よりはいい状態になったから良かったと思う。
裁判では野崎さんたちは無罪だったけど、野崎さんは不満だった。けど、この裁判を通して自衛隊が演習するときに町の人々に伝えたり、地方交付税交付金が出たり、国全体までも動かし、国にとって重要な裁判だったと思う。野崎さんの暮らしも変わりよかったと思う。もし自分だったら、国を変えるための裁判かもしれないので、慎重にしない審議するのが大事とわかった。
自衛隊側は、裁判後しっかりとした対策をたてたが、おそいと思った。やるなら抗議した時にやってほしかった。野崎さんたちは被害を受けたものの周りの人たち、今後(今)の人たちにいい影響をあたえたと思う。野崎さんの事件がなかったら…と考えると今も野崎さんみたいな被害はつづいてたと思う。野崎さんの事件があつてよかったと思う。これからも野崎さんに頑張ってもらいたいと思った。
初めての授業の時は、すてきなくらししてるなあと思っていたし、この後、演習場のそう音になやませるとは、思いませんでした。抗議をしても最初は全然聞いてもらえないし、裁判をおこしても40回もはんけつまでかかったし、家族もバラバラになってしまった野崎さん兄弟は、とてもとてもつらかったなあと感じました。裁判がおわっても抗議しつづけた野崎さんたちは、すごいです!! もし、自分がその立場にいたら、そこまでがんばれないだろうなあと感じました。最後には努力がみのってよかったです!!
野崎さんは、あんなにひどい目にあわされて電話線を切断したことで裁判にかけられて僕は有罪だと思っていたけど無罪になって、野崎さんはかわいそうだと思った。だけどそれでも野崎さんはねばって自衛隊も少しも(*「少しは」?) 良くしてくれたのでまだ良かったと思う。
裁判までいって裁判っていうのは慎重な判決をくだすためにあるのに最終的には裁判所側からからも裏切られ意味がわからん。無罪になったのは良いけど、自衛隊に対するバケはないのかと思う。裁判所ってうったえられないの? 裁判官ならなんかできるとか勉強したよね?
かわいそう
B先生の話が長くてあまりおもしろくなかったけど、証人として前に出て内容はとても「+」になった(笑)。でも話が…。だから俺は人にうったえられてもがんばりまーす。
のぎきさんはなんのつみもないのにかわいそうだった。
この裁判、電話線にこだわりすぎだと思う。今は自衛隊のせいで、あんな被害があつたら大変な事になるけど、それもこれも、過去にこういう事件があつたからなのかなあって思いました。自然に考えて裁判の必要もない事件だと思う。
4時間、やってきて、裁判もでてきて、結果もでたのに、まんぞくがいかない結果だった。でも、それからずっと野崎さん達は要求し続けた結果すごい自衛隊の人達も協力してくれてよかった。
今、自衛隊が存在してて、普通だけど、のぎきさんの時代(?) 1960〜くらいの自衛隊ってウザイってゆーか、むかつく。その他の戦力でしょ。自衛隊って。戦力じゃなかったらなに? って思う。野崎さんの勇気はすごいと思う。
自分が野崎さんだったら同じくたえられない。無罪でよかったと思うけど、自衛隊に罰がないのはおかしいと思う。お母さんは、自衛隊のせいで死んでしまっ、牛乳とかの生産量も下がって野崎さんだけそんなしてると思う。野崎さんは、間違っ、たことしてないのに暴行されて、うったえられて逆に自衛隊をうたえればよかったのに…野崎さんがかわいそうだ…
自衛隊などの防音は他人にかなりのめいわくをかける事がよくわかった。野崎さんはすごくがんばったと思う。裁判は当たり前結果だと思う。

4時間この勉強をやってきたけど野崎さんたちが受けた被害は本当に相当なものだと思う。判決が終わったあと、いろいろな対策がでてよかったと思う。
野崎さんは騒音にも悩み、母親も亡くしたのに、自衛隊が無罪だとは思いませんでした。もし自分がそうになったら、訴え続けるかも。
結局、自衛隊が違憲なのか合憲なのかがよくわからなかった。野崎さんはお母さんも死んでしまったし、暴行もされていたのに、自衛隊からの謝罪の言葉はあったのかな？ あつたらいいけど、なかったらそれだけでも憲法違反にならないのか？ なんか自衛隊も裁判所もはっきりしないな……。それでも野崎さんが無罪になってよかった！
（うーん…）日々すすすのにならず出てきてしまう問題でありながら、かいけつできないもんだいであり、人間が生きるには、音など人間がイヤになるものがあるわけであるが、どのすぎた音などは、人間と言う生もの、そして生命と言うものをおびやかす、死にまでいたると言うことを知った。とても興味ぶかかった。
野崎さん、牧場で幸せに暮らしてたのにかわいそうだった。自衛隊の（ていうか国の？）せいで国民が不幸になるなんて…！ それこそ“日本”っていう国の終わりですね。裁判所の判決に大人のどろどろ社会が見えたのは気のせいですか？もう、こんな国の行為に苦しまなきゃいけない事は起こっちゃだめだと思う。

＜4時間目の感想 「学習記録」の「今日の感想」＞

自分だったら続ける
憲法って知っておくといろいろ役立つよね。
野崎さんがまた幸せになれて良かった。でもママンは帰ってこないんだよね。この事件で国民は自衛隊に対してきつと関心がもてたとおもう。自衛隊が不祥事おこしてもっとみんながくぎづけになればいいのになー。
良くわかった。かわいそうだ。
野崎さんが幸せな暮らしにもどれてよかったと思う。自衛隊については審議されなかったけれど地方交付税が出たり国自体も変わったのでよかったと思う。
自衛隊側は、裁判後牧場に対する対策をたてたが、おそいと思った。野崎さんは、これからも頑張ってもらいたい。
最終的に幸せになってよかったと思うー。
一番印象に残ってるのは、検察官が無罪はんけつで、よろこんでいたことです。最後にとてもつらい思いをして努力したので、その後…日本一の牛を育てられてよかったなあと感じました。
野崎さんがかわいそうだった。
無罪を求めたんじゃない？ 自衛隊に対するなんかぢゃないの？ やった。がんばった。Bさんが教えてくれた。
たのしかった（笑）
たのしかった。
無罪になっても何もうれしくない。多分、この裁判官は国民審査でクビだわ。
ここのハムとか食べたコトがある。すごいビックリした。授業が楽しかった。
無罪でよかった。
憲法ってむずかしい…よくわかんない。自衛隊への罰とか不思議に思うことはたくさんあったけど…模倣裁判は勉強になった。これから、入試に向けて憲法とかおぼえていかなきゃな…と改めて思った。
おもしろかった！
野崎さんたちに平和がもどってよかった。
世の中は甘くないと思った。
野崎さんは正当な行為だったんだね。自衛隊に対しての罰はどーなるんだろう。
「やっぱり無罪かあ〜」ってかんじだった。

なお、B教諭によると、この授業プログラム実践終了後、それほど日を空けないうちに島松演習場での演習の音が札幌市内にも届くほどの大きなものであり、数市にわたる住民から多くの抗議が寄せられた。A中学にも朝から聞こえてきて、「やっぱり切らなきゃだめかな？」と言った子

どもがいたそうである。この授業を通して身近で感じる騒音が演習被害であることに初めて気づいた子も多かっただろう。さらに、1年間の社会科をふり返るプリントでもこの「恵庭に生きる」にふれる記述があった。また、卒業時の保護者との懇談の席で、「うちの子どもが野崎さんのところに行きたいと言ってる」という声も聞かれたと言う。

[4時間全体の分析]

4時間目はこのプログラムの最後であると同時に、プリント内で全体の感想を聞いているので、4時間目を含めた全体の感想として分析を行なう。

まず、野崎さんのがんばりやねばりそして勇気への賞賛が多くみられた。判決後に多少の国や自治体による対策の前進があったこと、そして何より無罪になったことに、「よかった」という反応が示された。演習被害への対策が多少なりとも前進したことにふれてこの恵庭事件が「今後の人たちにいい影響をあたえたと思う」や、「いろいろな対策がでてよかったと思う」、「最後には努力がみのってよかったです!!」、そして演習の事前通知や交付金など国も動かしたことについて「国にとって重要な裁判だったと思う」などの言葉には、憲法判断は得られずとも、裁判史上および演習対策における恵庭裁判の意義をプラスに評価したものといえる。

一方で、自衛隊合憲への疑問や判決への不満を示すものも多数あった。恵庭事件当初を振り返り、判決後に対策をたてた自衛隊や国に「おそい」「やるなら抗議した時にやってほしかった」との批難の声や、騒音の被害と母親の死にもかかわらず「自衛隊が無罪(*憲法違反だと判断されなかったことをさすと思われる)だとは思ひもしなかった」と不満を抱いた子どももいた。「自衛隊に対するバケ(*罰のことと思われる)はないのかと思う」「自衛隊の(ていうか国の?)せいで国民が不幸になるなんて…!」と書いたものもあった。

3時間目に「生存権」という言葉を用いた同じ子どもが4時間目でさらに「生存権をうばわれかけながらも、生活しなきゃいけない人がいることをおぼえておきたい」とコメントした。また「こういうとき、憲法があって良かったなあって思います」「その他の戦力でしょ。自衛隊って」、暴行したことも取り上げ「自衛隊からの謝罪の言葉はあったのかな? あったらいけど、なかったらそれだけでも憲法違反にならないのか?」など、憲法の視点からこの事件をふり返っている記述もみられた。

裁判所の判決に「今まで裁判所や国は自衛隊の違憲について、スルーしてきたのかなー」との疑問を呈したものも出された。

札幌市内は駐屯地も多く学校は自衛隊員の子どもの多くが占める。その一人は、自分が自衛隊員の子どものこと述べた(3時間目感想で)が、「結局、自衛隊が違憲なのか合憲なのかがよくわからなかった。野崎さんはお母さんも死んでしまったし、暴行もされていたのに、自衛隊からの謝罪の言葉はあったのかな? あったらいけど、なかったらそれだけでも憲法違反にならないのか? なんか自衛隊も裁判所もはっきりしないな……。それでも野崎さんが無罪になってよかった!」と全体の感想を述べ、さらに4時間目の感想として「野崎さんは正当な行為だったん

だね。自衛隊に対しての罰はどーなるんだろう」という疑問を抱いた。立場上、複雑な気持ちになったかもしれないが、しかし、自衛隊のあり方をも考えながら、自衛隊員の子どもにとっても興味深い授業プログラムとなったことを示している。

単純に「かわいそう」のみではとどまらない納得と疑問とが入り混じった言葉の塊だった。

第4章 子どもの考える平和的生存権

問題 11 (プリント 23 頁) の回答は、恵庭事件を通して考えた子どもたちが平和的生存権の根拠とした条文といえる。まず、結果を全クラス分示す。縦軸がクラス、横軸が憲法条文数を指す。なお、前文については、該当部分を書き出したものも多かった。「平和のうちに生存する権利」も、他の文言を引用したものもあった。本稿ではこれらをひとまとめに「前文」とする。また 25 条は「25-1」と書いたものも「25」のみの記載もあったので、まとめて「25」にカウントした。

〈問題 11 (23 頁) 回答結果一覧 全クラス分〉

	前文	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	25	27
月	6	7		3	2	9			6	3			16	1
金	3	11	1	12	2	10	2	2	1			4	18	2
水	15	7	2	9	6	18	1		3	11	1	1	17	1
木	3	4			2	8		1	2	6			16	
計	27	29	3	24	12	45	3	3	12	20	1	5	67	4

	28	29	31	32	35	36	37	38	39	40	...	97	98	99	総数
月	3			7		2	5		1	5		1			23
金	1			1										1	24
水		1	1	2		2	2	1	1	2		1	1	3	27
木					1					2					23
計	4	1	1	10	1	4	7	1	2	9		2	1	4	97

最初にお断りしたように、クラスごとに若干プリントの記載が異なっている。そのためかどうかは確認できないが、クラスによって若干傾向が異なる。しかし、クラスの比較よりもむしろどのような条文に注目されたのかが重要であり、多数選択・少数選択のどちらも、子どもたちが着目した条文である。

まず最も多く選択された条文は 25 条であり、演習被害が野崎氏の生存権をおびやかしたものだ、ということが 3 分の 2 以上の子どもたちの見解である。また、13 条の「生命、自由および幸福追求」もそれに次いで多い。命と「幸せ」（プリント 1 頁～）が重要視されたといえよう。次に 9 条（戦争放棄・戦力不保持）、11 条（基本的人権は侵すことのできない永久の権利）、前文が注目されている。

皮肉なことに、25 条と 13 条が 9 条を抜いた。また、前文が自分たちの権利を支えるものとして躊躇無く選ばれているところに、前文の裁判規範性そのものを議論する憲法学を髣髴とさせるものがある。また、少数だが 97 条（基本的人権の本質）、98 条（最高法規性）、99 条（公務員の

憲法尊重擁護義務)に注意が向けられたことも重要だろう。

全体を通して第3章「基本的人権」のうち、20-24, 26, 30, 33, 34条を除いたすべてが選ばれている。全30条のうちの22条が選択されたということである。

さて、筆者はかねてより平和的生存権の定義を深瀬忠一氏の説に求めてきた。氏の定義は次の通りである。「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権的本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第9条および第13条、また第3章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」⁶⁷⁾。

平和的生存権の定義や根拠が諸説あること自体はすでに本稿第2章で述べたが、この諸説あるなかで、前文、9条、さらに第3章のほとんどすべてを選んだ子どもたちの考えた「平和的生存権」に、憲法学の解釈のなかで最も近いのは深瀬氏の定義および根拠だった、と言えるだろう。

憲法教育の内容として、深瀬氏の平和的生存権の定義は有効であることがここで立証された。今後、この成果をふまえ、さらなる授業プログラム確定に向かいたい。

第5章 終わりに 到達点と課題

5-1 改訂の指針

先に、授業プログラム改訂の指針を示す。

第一に、時間的に突貫工事となった裁判劇のシナリオを確定したい。今回選択した公判の場面で果たしてよかったのかはいまだ迷うところである。

第二に、問題8の判決選択肢を変更する。子どもたちが選びにくそうにしている様子を見て授業者が授業終了後に筆者にアドバイスした内容を生かし、かつ、複数選択を認めるか、など考えていきたい。

第三に、島松演習場の歴史(10頁)や、野崎氏が実際に行なった対策と結果(12頁)は記述量が盛りだくさんである。記載方法を工夫したい。

また、他にもいくつか確認作業が必要なものも考えられる。さらには、小学校版や高校版の作成も魅力的な課題である。今後多くの実践者の協力を得て進めていきたい。

5-2 憲法教育における判例の取り扱いについて

従来の教科書や資料集の記述のように、裁判の結果としての判決の紹介にとどまらずに、事実の背景や原因を熟考するような教材として構成し、それらを通して、公権力に侵害された人権の内容を深く豊かに考え、人権の具体的な内容が子どもたちの生活をくぐりぬけさせる⁶⁸⁾ことを目指されるべきである、と考える。本実践ではその一端を示すことができたと考える。

近年、「法教育」がこころみられはじめており、そこにおける模擬裁判のあり方には、憲法教育の立場からも学ぶべきところがある。しかし、裁判のシステムや判決についての考え方(たとえ

ば、罪刑法定主義など）よりもまず、憲法から事実を考える方向性を、憲法問題の判例を通して示す必要があるだろう⁶⁹⁾。

そのあり方を論じるのは稿を改めることにする。

謝辞：A中学校社会科選択社会クラスの子どもたちには、B教諭の通常の授業プリントとは異なり字数が多くなったがよく授業に参加し、ほぼ毎時間の筆者による授業見学にもつきあってくれた。授業者B教諭には、真夏の盛りに当方の研究室まで出向き1，2時間目の内容の検討や地図の再作成、授業の見学、視聴覚教室の準備、真夜中や早朝に届く改訂授業プリントを文句一つ言わずに、授業の改訂の指針は明確に口にしながら、受け入れてくれた。これほどの授業実践者に巡りあえたことは、教科教育の研究者としてまさに冥利に尽きる、の一言である。実施A中学校の校長・教頭先生はじめ関係者には、見学に行く度にお世話になった。

北海道平和委員会坂森浩志氏への感謝は筆舌に尽くし難い。惜しげもなく資料を大量に貸与いただき、当方のぶしつけな質問にも快くメールで答えてくださり、野崎健美氏のところにも連れて行ってくださった。町井輝久氏は当方の不勉強さをせめもせず当時のことを懐かしげに楽しく語ってくださった。恵庭関係資料を探すにあたり、北大北方資料室職員児玉陽子氏には大変お世話になった。恵庭市立図書館は大変きれいで整理されており使いやすかった。

北海道大学教育学院の教育課程論ゼミならびに2007年度夏休み臨時開催「社会科ゼミ」のメンバーにはプログラム作成や教材の吟味に長時間お付き合いくださった。担当者の北大須田勝彦氏には、常に指針を示していただいた。

4時間分のテープおこしを進めてくれた北海学園大学卒業生(教職課程履修)の能島可奈氏(現、北海道内中学校教諭)は、分析に使いやすい緻密な記録に仕上げてくれた。

最後に、野崎健美氏・美晴氏をはじめ野崎牧場の人々と、それを支えた北海道平和委員会の諸氏に心からの敬意を表する。

付記：

本論文の一部は2006－2007年度学内学術研究助成「学校教育における公民性の育成について——「平和」「人権」「勤労」の視点からの実証分析——」（代表：千葉卓）を受けている。

論文全体を通じて事実誤認などの誤りがあれば、執筆者の責任であることを付し、記しておわびする。

〈註〉

- 1) 前田輪音「憲法教育への試み——『恵庭事件』を素材として——」（『北海学園大学学園論集』第135

号 2008年3月)

- 2) 『2002 資料政治・経済』清水書院 2002 p.108
- 3) 筆者は恵庭事件を支えた人からお話をうかがう機会を得たが、たとえば北海道平和委員会恵庭事件対策委員会編『恵庭は告発する』(汐文社、1967)はその全容をよく記録している。
- 4) 前田前掲(1)
- 5) 筆者は以前、教科書分析をする際に、平和的生存権の概念を教育内容とする際の本質的ないくつかの要素を次のように設定した…憲法に規定される前における侵害の事実、規定される前、又は規定とは相対的に独立な理念、規定そのもの、規定後の実現に向けての働きかけ、規定後の侵害の事実やその予測からもたらされる不安・怖れ(前田輪音「中学校社会科教科書における日本国憲法『平和的生存権』概念の分析(『北海道大学教育学部紀要』第77号 1998)」
- 6) 今も伏されていることはあろうが、当時と比較するとその情報量は、多くの運動・活動家たちの努力やマスコミにより、また情報公開への時代的流れもあり、少しずつではあるが明らかにされてきている。
- 7) 弁護団の一人であった内藤功は、当時の状況を次のように振り返っている。「今でこそ書店には自衛隊、米軍に関する雑誌や本が山積みし情報があふれているが、当時はそういう情報が実に乏しかった。如何にして自衛隊の実態を立証するか、情報、資料の蒐集に苦慮していた。そんな中で、65年2月10日夕方、私は、熱海での労働組合の学習会に行くため、東京駅ホームで夕刊を買って発車間際の新幹線に飛び乗った。座席に着いて夕刊を開いてアッと驚いた。『自衛隊の秘密作戦計画。朝鮮戦争を想定。国家総動員の準備』などの見出しの大きな活字が躍っているではないか! まさに俺が今探している証拠資料そのものではないか!」(内藤功「連載エッセイ(10)つれづれなるままに 日米の共同作戦計画追求にまで発展した恵庭裁判」日本平和委員会『平和運動』2007年1月 No.436所収)これは坂森浩志氏(北海道平和委員会)がご提示くださった文献の一部である。
- 8) 深瀬忠一『恵庭裁判における平和憲法の弁証』(岩波書店 1967) p.251
- 9) 渡辺洋三／松井康弘編『恵庭事件』労旬新書(労働旬報社 1967) p.18
- 10) 北海道平和委員会恵庭事件対策委員会編前掲(3)における野崎健之助さんの叙述(「I 恵庭一めぐみのにわーに牛を追って」)、およびエーデルワイスファームのHP (<http://www.someplace-else.com/first/about.html>) より
- 11) エーデルワイスファーム 文／野崎健美 イラスト／野崎トヨ「幼き日の思い出 牧場の四季」より。坂森浩志氏(北海道平和委員会)にご提供いただいた。エーデルワイスファームのコンセプトがHPに掲載されている(<http://www.someplace-else.com/first/concept.html>) が、本稿で用いた文章の一部変更されたものと思われる。
- 12) 浜口武人・渡辺良夫編「恵庭事件日誌」(『法律時報』日本評論社 4月臨時増刊(1967)所収 pp.96-104)
- 13) 「被告人兄弟の陳述」(深瀬忠一編「恵庭事件公判経過資料」『法律時報』第38巻第2号 1996年 No.438所収 pp.176-182)
- 14) 前田前掲(1) pp.5-7
- 15) 野崎健之助氏の叙述では「猛牛作戦」として表されている(「I 恵庭一めぐみのにわーに牛を追って」前掲(3))が、星野安三郎『憲法に生きる——一法律学者の歩み——』(三省堂 1968 pp.167-169)にやや詳しく表記されている。
- 16) 切断したものは「通信線」と呼ばれているが、携帯電話全盛期の世代にとってはイメージしにくいと判断し「電話線」に置き換えて用いることにした。これは奥山友貴氏(北大大学院教育学院 大学院生)の教育課程論ゼミでの指摘を元に行っている。
- 17) 千頭正男「自衛隊演習場を巡る被害発生」『軌跡の点描』(旭図書刊行センター 2000) pp.179-182
- 18) 文責: 茂木吉雄「憲法問題に発展した恵庭事件 ある酪農一家の闘い」(恵庭昭和史研究会編『百年一〇〇話 恵庭の風になった人々』1997 第94話) p.530
- 19) 「そもそも恵庭における農業のはじまりについて、その年代を明らかにすることはできないが……考

- 古学的にはすでに千年前後、各地のアイヌが農業をおこなっていたとみられている」。恵庭市農業協同組合編『恵庭市農業協同組合三十年史』（1978）p.2 下段より。
- 20) 恵庭市農業協同組合編『恵庭市農業協同組合三十年史』（1978）p.15 上段
 - 21) 小松重之『ふるさとの思い出 写真集 明治大正昭和 恵庭』（図書刊行会 1980）p.6 「まえがき」によると、小松は『恵庭市史』の編集調査にも関係している。
 - 22) 恵庭市編『恵庭年代記』（1997）p.26
 - 23) 恵庭市農業協同組合編前掲書『組合 30 年史』p.15
 - 24) 恵庭市前掲（22）『恵庭年代記』p.43
 - 25) 筆者が主に恵庭市立図書館研究資料室で確認した地図のうち、村田牧場及びその前身と思われる「牧舎」が記載された地図は以下の通りである。
 - a) 大日本帝国陸地測量部「『漁』地区」地形図 2 万 5 千分の 1（1932 年）
 - b) 大日本帝国陸地測量部「地図 恵庭」地形図 2 万 5 千分の 1（1937 年）
 - c) 地理調査所「地図 恵庭」地形図 2 万 5 千分の 1（1948 年）
 - d) 地理調査所「地図 恵庭」地形図 2 万 5 千分の 1（1953 年（1950 年測量））
 - e) 地理調査所「地図 恵庭」地形図 2 万 5 千分の 1（1959 年）
 - 26) 小松重之前掲（21）「56. 昭和初期の村田牧場」p.34。同書には、「明治四一年、先代村田松多郎は、畜産を志し、島松演習場に隣接した島松沢に居を構え、蓄牛を飼育し、バター製造を始めた」とある。「居を構え」たのが 41 年で、畜牛を飼育しはじめたのが 42 年なのか、先に引用した文献（前掲注（24））と 1 年のずれがあるが詳細はよくわからないことをお断りしておく。
 - 27) 木村牧場は次の地図で確認された。
 - a) 大日本帝国陸地測量部「地図 漁（地形図 2 万 5 千分の 1）→地図恵庭（地形図 2 万 5 千分の 1）」（1931 年）
 - b) 大日本帝国陸地測量部「『島松川上』地区」地形図 2 万 5 千分の 1（1932 年）および註 25-a）
 - 28) 齊藤牧場は次の地図で確認された。前掲註 25-b), 25-c), 25-d), 25-e)
 - 29) 『恵庭市史』（渡辺茂編著／発行者恵庭市役所 1979 ぎょうせい）p.712～では、多くの牧場の名称あるいは経営者の名前が記録されている。
 - 30) 小松重之前掲（21）「57. 昭和初年の福屋牧場」p.34
 - 31) 福屋牧場 HP (http://www.elmlane.co.jp/introduction/02_01intro.htm) より
 - 32) 築山和子「駒、駆ける草原」（掛水美枝子編『恵庭のをんな』2005 p.108）
 - 33) 各牧場の所在地の確認は上述した文献に記されている地域名をもとに、「千歳恵庭圏都市計画図」2 千 5 百分の 1（複数地区）（1974 年）などを利用して確認した。なお、その最初の扉の地図は「恵庭市周辺地図」であり、そこに「野崎牧場」が明記されている貴重な地図である。
 - 34) 文責：山岸貢「島松演習場の生い立ち 一年以上続いた炎と煙」（恵庭昭和史研究会編『百年一〇〇話 恵庭の風になった人々』1997 第 19 話 pp.127-130）
 - 35) 多くの文献で記録が残されているが、「陸軍特別大演習」の写真付き記録が小松重之前掲（21）（pp. 76-77）に掲載されている。
 - 36) 前掲（10）野崎健之助氏叙述など
 - 37) 「1943 年 柏木に陸軍北部軍教育隊。恵庭の駐とん部隊のさきがけ」（恵庭市前掲（22）『恵庭年代記』p.50）
 - 38) 恵庭市前掲（22）『恵庭年代記』p.53
 - 39) その様子については、前掲（3）が詳しい。
 - 40) 援農やスズラン採り、学生の集会などに携わった人は数え切れないが、そのうち、町井輝久氏（元北海道大学）と坂森浩志氏（北海道平和委員会）の両氏から直接当時の様子を聞かせていただいた。
 - 41) 千頭正男前掲（17）
 - 42) 朝日新聞記事「自衛隊に初の憲法判断『恵庭事件』一審判決近づく」（1967 年 3 月 24 日朝刊 5 面）

- 43) 朝日新聞記事「肩すかし判決に失望 恵庭事件の被告側」(1967年3月29日夕刊11面)
- 44) 北海道新聞記事(1967年3月29日夕刊)
- 45) 朝日新聞記事「参院予算委で総括質問 自衛隊法は合憲 司法府 恵庭判決の前提 増田長官答弁」
内「まだ具体的日程なし 首相答弁 沖縄施政権の返還」の防衛庁長官の弁(1967年3月30日夕刊1面)
- 46) 水島朝穂「ルポ・恵庭事件の地を訪ねて 新・権利のための闘争」(『札幌学院評論』1984 No.2所収) pp.74 これは水島による野崎牧場野崎健美氏からの聞き取り部分である。
- 47) 1964年から恵庭の上水道の給水が開始された。(前掲(29)『恵庭市史』p.1211)
- 48) 水島前掲(46) pp.75
- 49) もっとも、小学校の防音工事は戦後初期の米軍占領時代から現在までなされている。最も古い恵庭小学校(前身は明治20年私立洞門小学校、後、明治30年恵庭尋常小学校)は、北海道大演習場における「米軍航空隊の降下射撃訓練演習」により「防衛庁費をもって窓を二重とし、室内を防音施設に改造することになり、三十三年三月、校舎防音施設工事を施工した」ことが小学校への対策の初期のものである(前掲(29)『恵庭市史』p.870)。類似した工事(補助)は多くの小・中・高校で現在までなされてきている。子どもにとって演習の騒音が有害であることは早くから認知されていたと解釈できる。
- 50) 千歳市 HP より(更新日:2007年4月12日)
- 51) 2008年2月に野崎健美氏ご本人からうかがった。
- 52) <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/mmb/020206/020206.html> で確認できる。
- 53) 水島前掲(46) pp.75-76
- 54) いくつかの論についての整理は、たとえば、浦部法穂『憲法学教室』(日本評論社2007)(特に同書のpp.400-407)や、小林武『平和的生存権の弁証』(日本評論社2006)(特に同書の第一章[I]第三節平和的生存権の裁判規範性の弁証)などで確認することができる。
- 55) 筆者はかねてより、憲法教育には深瀬忠一氏の定義(第4章で示す)によってたち、教育実践分析や教科書分析をすすめてきた。氏の定義は憲法全体を見通す・あるいは憲法が断片的にとらえることを回避することができる説であり、その点で有効であると考えてのことである。
- 56) エーデルワイスファーム前掲(11)「牧場の四季」(文 野崎健美・絵 トヨ作)
- 57) 国土地理院「恵庭」2万5千分の1地形図(NK-54-14-7-4)(2000年発行)の一部を用いて必要事項を書き込んだ。
- 58) 国土地理院「札幌」20万分の1地勢図(NK-54-14)(昭和38年編集平成16年修正)をもとに、大伴広域地図を作成した。恵庭はもとより、A中学校所在地を含めた札幌、北広島、千歳、支笏湖、などの近隣の主要な市が確認できる。
- 59) 写真「開墾前の原野を背景に 1931年」エーデルワイスファーム「本物のスローフード・スローライフを夢みて」株式会社エーデルワイスファーム HP に掲載されている。(http://www.someplace-else.com/first/about.html)
- 60) 写真のキャプションには「師団山に入地する際には鑑札が必要だった。鑑札は縦9センチ、横5センチの木製の札である」と記載されている。山岸前掲(34) p.128
- 61) 用いた地図は、国土地理院「恵庭」2万5千分の1地形図(NK-54-14-7-4)(2000年発行)のうち、かつての野崎牧場があった場所(「牧場」)を拡大したものである。
- 62) 当初は、藤本幸久「Marines Go Home 辺野古・梅香里・矢臼別」を使用する予定だったが、演習の騒音のインパクトがあまり伝わらないとB教諭に指摘され、代わりにB教諭が自ら用意してくださった。
- 63) 北海道平和委員会『憲法違反の自衛隊を裁く 恵庭のたたかい』(軍備全廃パンフ第15集) p.17の地図の一部分を使用した。この地図は、演習場と野崎牧場の位置関係を示すのに見やすい地図についておたずねしたところ、坂森浩志氏(北海道平和委員会)にご提示いただいたものである。そのほか、

坂森氏からは当時の牧場やその近辺および支援者を写した写真をお貸しいただき、プリント 8, 10, 15 頁で用いさせていただいた。

64) 筆者作成

65) 筆者作成

66) この点は授業実践前の北海道平和委員会での聞き取りでも明らかにならず、2008 年 2 月に野崎健美氏ご本人への聞き取りの際に初めて、補償金は一切要求しなかったことが判明した。

67) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店 1987 第一刷 1990 四刷）p.227

68) 今橋盛勝は、「子どもたちが憲法の内容と存在意義を認識できるのは、憲法・人権を生活現実のなかにくぐりぬけさせた後である。（中略）何を、どのようにしてくぐらせるのかが憲法教育の実践のカギになるだろう」と述べている。（今橋盛勝『『憲法教育』と憲法感覚・知識』『教育』No.371（国土社 1979.5）p.109）

69) この点については、若干であるが次の論文で検討した。前田輪音「憲法教育課程における判例の扱いをめぐって—中高一貫教育の教育課程と法教育における模擬裁判を手がかりに」（前田輪音『中等教育段階を通した憲法教育の再構成—平和的生存権を軸として』（2004—2006 年度 科学研究費補助金（若手研究 B）研究成果報告書，2008.3 所収）